

計量法関係手数料令の一部を改正する政令案 参照条文

(参照条文一覧)

○計量法(平成四年法律第五十一号)(抄)	1
○計量法関係手数料令(平成五年政令第三百四十号)	26
○計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)(抄)	44
○計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令(平成二十九年政令第百六十三号)	56

○計量法（平成四年法律第五十一号）（抄）

（定義等）

第二条 この法律において「計量」とは、次に掲げるもの（以下「物象の状態の量」という。）を計ることをいい、「計量単位」とは、計量の基準となるものをいう。

- 一 長さ、質量、時間、電流、温度、物質質量、光度、角度、立体角、面積、体積、角速度、角加速度、速さ、加速度、周波数、回転速度、波数、密度、力、力のモーメント、圧力、応力、粘度、動粘度、仕事、工率、質量流量、流量、熱量、熱伝導率、比熱容量、エン트로ピー、電気量、電界の強さ、電圧、起電力、静電容量、磁界の強さ、起磁力、磁束密度、磁束、インダクタンス、電気抵抗、電気のコンドクタンス、インピーダンス、電力、無効電力、皮相電力、電力量、無効電力量、皮相電力量、電磁波の減衰量、電磁波の電力密度、放射強度、光束、輝度、照度、音響パワー、音圧レベル、振動加速度レベル、濃度、中性子放出率、放射能、吸収線量、吸収線量率、カーマ、カーマ率、照射線量、照射線量率、線量当量又は線量当量率
- 二 織度、比重その他の政令で定めるもの

2 この法律において「取引」とは、有償であると無償であることを問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為をいい、「証明」とは、公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明することをいう。

3 車両若しくは船舶の運行又は火薬、ガスその他の危険物の取扱いに関して人命又は財産に対する危険を防止するためにする計量であつて政令で定めるものは、この法律の適用に関しては、証明とみなす。

4 この法律において「計量器」とは、計量をするための器具、機械又は装置をいい、「特定計量器」とは、取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして政令で定めるものをいう。

5 この法律において計量器の製造には、経済産業省令で定める改造を含むものとし、計量器の修理には、当該経済産業省令で定める改造以外の改造を含むものとする。

6 この法律において「標準物質」とは、政令で定める物象の状態の量の特定の値が付された物質であつて、当該物象の状態の量の計量をするための計量器の誤差の測定に用いるものをいう。

7 この法律において「計量器の校正」とは、その計量器の表示する物象の状態の量と第百三十四条第一項の規定に係る計量器又は同項の規定に係る指定に係る器具、機械若しくは装置を用いて製造される標準物質が現示する計量器の標準となる特定の物象の状態の量との

差を測定することをいう。

8 この法律において「標準物質の値付け」とは、その標準物質に付された物象の状態の量の値を、その物象の状態の量と第三百三十四条第一項の規定による指定に係る器具、機械又は装置を用いて製造される標準物質が現示する計量器の標準となる特定の物象の状態の量との差を測定して、改めることをいう。

### 第三章 適正な計量の実施

#### 第一節 正確な計量

第十条 物象の状態の量について、法定計量単位により取引又は証明における計量をする者は、正確にその物象の状態の量の計量をするように努めなければならない。

2 都道府県知事又は政令で定める市町村若しくは特別区（以下「特定市町村」という。）の長は、前項に規定する者が同項の規定を遵守していないため、適正な計量の実施の確保に著しい支障を生じていると認めるときは、その者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。ただし、第十五条第一項の規定により勧告することができる場合は、この限りでない。

3 都道府県知事又は特定市町村の長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

#### 第二節 商品の販売に係る計量

##### （長さ等の明示）

第十一条 長さ、質量又は体積の計量をして販売するのに適する商品の販売の事業を行う者は、その長さ、質量又は体積を法定計量単位により示してその商品を販売するように努めなければならない。

##### （特定商品の計量）

第十二条 政令で定める商品（以下「特定商品」という。）の販売の事業を行う者は、特定商品をその特定物象量（特定商品ごとに政令で定める物象の状態の量をいう。以下同じ。）を法定計量単位により示して販売するときは、政令で定める誤差（以下「量目公差」という。）を超えないように、その特定物象量の計量をしなければならない。

2 政令で定める特定商品の販売の事業を行う者は、容器に入れたその特定商品を販売するときは、その容器にその特定物象量を法定計量単位により、経済産業省令で定めるところにより、表記しなければならない。

3 前二項の規定は、次条第一項若しくは第二項又は第十四条第一項若しくは第二項の規定により表記された物象の状態の量については、適用

しない。ただし、その容器若しくは包装又はこれらに付した封紙が破棄された場合は、この限りでない。

(密封をした特定商品に係る特定物象量の表記)

第十三条 政令で定める特定商品の販売の事業を行う者は、その特定商品をその特定物象量に関し密封（商品を容器に入れ、又は包装して、その容器若しくは包装又はこれらに付した封紙を破棄しなければ、当該物象の状態の量を増加し、又は減少することができないようにすること）をいう。以下同じ。）をするときは、量目公差を超えないようにその特定物象量の計量をして、その容器又は包装に経済産業省令で定めるところによりこれを表記しなければならない。

2 前項の政令で定める特定商品以外の特定商品の販売の事業を行う者がその特定商品とその特定物象量に関し密封をし、かつ、その容器又は包装にその特定物象量を法定計量単位により表記するときは、量目公差を超えないようにその表記する特定物象量の計量をし、かつ、その表記は同項の経済産業省令で定めるところによらなければならない。

3 前二項の規定による表記には、表記する者の氏名又は名称及び住所を付記しなければならない。  
(輸入した特定商品に係る特定物象量の表記)

第十四条 前条第一項の政令で定める特定商品の輸入の事業を行う者は、その特定物象量に関し密封をされたその特定商品を輸入して販売するときは、その容器又は包装に、量目公差を超えないように計量をされたその特定物象量が同項の経済産業省令で定めるところにより表記されたものを販売しなければならない。

2 前項の規定は、前条第一項の政令で定める特定商品以外の特定商品の輸入の事業を行う者がその特定物象量に関し密封をされたその特定商品を輸入して販売する場合において、その容器又は包装にその特定物象量が法定計量単位により表記されたものを販売するときに準用する。

3 前条第三項の規定は、前二項の規定による表記に準用する。この場合において、同条第三項中「表記する者」とあるのは、「輸入の事業を行う者」と読み替えるものとする。

(勧告等)

第十五条 都道府県知事又は特定市町村の長は、第十二条第一項若しくは第二項に規定する者がこれらの規定を遵守せず、第十三条第一項若しくは第二項に規定する者が同条各項の規定を遵守せず、又は前条第一項若しくは第二項に規定する者が同条各項の規定を遵守していないため、当該特定商品を購入する者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、これらの者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事又は特定市町村の長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その

旨を公表することができる。

3 都道府県知事又は特定市町村の長は、第十二条第一項若しくは第二項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定を遵守していないため第一項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

### 第三節 計量器等の使用

(使用の制限)

第十六条 次の各号の一に該当するもの（船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く。）は、取引又は証明における法定計量単位による計量（第二条第一項第二号に掲げる物象の状態の量であつて政令で定めるものの第六条の経済産業省令で定める計量単位による計量を含む。第十八条、第十九条第一項及び第二百五十一条第一項において同じ。）に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。

一 計量器でないもの

二 次に掲げる特定計量器以外の特定計量器

イ 経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は経済産業大臣が指定した者（以下「指定検定機関」という。）が行う検定を受け、これに合格したものとして第七十二条第一項の検定証印が付されている特定計量器

ロ 経済産業大臣が指定した者が製造した特定計量器であつて、第九十六条第一項（第一百一条第三項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の表示が付されているもの

三 第七十二条第二項の政令で定める特定計量器で同条第一項の検定証印又は第九十六条第一項の表示（以下「検定証印等」という。）が付されているものであつて、検定証印等の有効期間を経過したもの

2 経済産業大臣、日本電気計器検定所又は指定検定機関が電気計器（電気を取引又は証明における法定計量単位による計量に使用される特定計量器であつて、政令で定めるものをいう。以下同じ。）及びこれとともに使用する変成器について行う検査（以下「変成器付電気計器検査」という。）を受け、これに合格したものとして第七十四条第二項又は第三項の合番号（以下この項において単に「合番号」という。）が付されている電気計器をその合番号と同一の合番号が付されている変成器とともに使用する場合を除くほか、電気計器を変成器とともに取引又は証明における法定計量単位による計量に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。

3 車両その他の機械器具に装置して使用される特定計量器であつて政令で定めるもの（以下「車両等装置用計量器」という。）は、経済産業

大臣、都道府県知事又は指定検定機関が行う機械器具に装置した状態における検査（以下「装置検査」という。）を受け、これに合格したものととして第七十五条第二項の装置検査証印（有効期間を経過していないものに限る。）が付されているものでなければ、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。

（特殊容器の使用）

第十七条 経済産業大臣が指定した者が製造した経済産業省令で定める型式に属する特殊容器（透明又は半透明の容器であつて経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。）であつて、第六十三条第一項（第六十九条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の表示が付されているものに、政令で定める商品を経済産業省令で定める高さまで満たして、体積を法定計量単位により示して販売する場合におけるその特殊容器については、前条第一項の規定は、適用しない。

2 第六十三条第一項の表示が付された特殊容器に前項の経済産業省令で定める高さまでその特殊容器に係る商品を満たしていないときは、その商品は、販売してはならない。ただし、同条第二項（第六十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定により表記した容量によらない旨を明示したときは、この限りでない。

（使用方法等の制限）

第十八条 特定の方法に従つて使用し、又は特定の物若しくは一定の範囲内の計量に使用しなければ正確に計量をすることができない特定計量器であつて政令で定めるものは、政令で定めるところにより使用する場合でなければ、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用してはならない。

#### 第四章 正確な特定計量器等の供給

##### 第一節 製造

（事業の届出）

第四十条 特定計量器の製造の事業を行おうとする者（自己が取引又は証明における計量以外にのみ使用する特定計量器の製造の事業を行う者を除く。）は、経済産業省令で定める事業の区分（第二号において単に「事業の区分」という。）に従い、あらかじめ、次の事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 事業の区分
- 三 当該特定計量器を製造しようとする工場又は事業場の名称及び所在地

四 当該特定計量器の検査のための器具、機械又は装置であつて、経済産業省令で定めるものの名称、性能及び数

2 前項の規定による届出は、電気計器以外の特定計量器に係る場合にあつては、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事を経由してしなければならない。

(承継)

第四十一条 前条第一項の規定による届出をした者（以下「届出製造事業者」という。）がその届出に係る事業の全部を譲渡し、又は届出製造事業者について相続、合併若しくは分割（その届出に係る事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下同じ。）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その届出製造事業者の地位を承継する。

(変更の届出等)

第四十二条 届出製造事業者は、第四十条第一項第一号、第三号又は第四号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 前項の場合において、前条の規定により届出製造事業者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を提出しなければならない。

3 第四十条第二項の規定は、第一項の規定による届出に準用する。

(検査義務)

第四十三条 届出製造事業者は、特定計量器を製造したときは、経済産業省令で定める基準に従つて、当該特定計量器の検査を行わなければならない。ただし、第十六条第一項第二号口の指定を受けた者が第九十五条第二項の規定により検査を行う場合は、この限りでない。

(改善命令)

第四十四条 経済産業大臣は、届出製造事業者が前条の経済産業省令で定める基準に従つて特定計量器の検査を行っていないと認める場合において、当該特定計量器の適正な品質を確保するために必要があると認めるときは、その届出製造事業者に対し、当該特定計量器の検査のための器具、機械若しくは装置の改善又はその検査の方法の改善に関し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。ただし、前条ただし書の場合は、この限りでない。

(廃止の届出)

第四十五条 届出製造事業者は、その届出に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 第四十条第二項の規定は、前項の規定による届出に準用する。

## 第二節 修理

### (事業の届出)

第四十六条 特定計量器の修理（経済産業省令で定める軽微な修理を除く。第四十九条第三項を除き、以下同じ。）の事業を行おうとする者（自己が取引又は証明における計量以外にのみ使用する特定計量器の修理の事業を行う者を除く。）は、経済産業省令で定める事業の区分（第二号において単に「事業の区分」という。）に従い、あらかじめ、次の事項を、電気計器に係る場合にあつては経済産業大臣に、その他の特定計量器に係る場合にあつては当該特定計量器の修理をしようとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。ただし、届出製造事業者が第四十条第一項の規定による届出に係る特定計量器の修理の事業を行おうとするときは、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事業の区分

三 当該特定計量器の修理をしようとする事業所の名称及び所在地

四 当該特定計量器の検査のための器具、機械又は装置であつて、経済産業省令で定めるものの名称、性能及び数

2 第四十一条、第四十二条第一項及び第二項並びに前条第一項の規定は、前項の規定による届出をした者（以下「届出修理事業者」という。）

に準用する。この場合において、第四十二条第一項及び前条第一項中「経済産業大臣」とあるのは、「都道府県知事（電気計器の届出修理事業者にあつては、経済産業大臣）」と読み替えるものとする。

### (検査義務)

第四十七条 届出製造事業者又は届出修理事業者は、特定計量器の修理をしたときは、経済産業省令で定める基準に従つて、当該特定計量器の検査を行わなければならない。

### (改善命令)

第四十八条 経済産業大臣又は都道府県知事は、届出製造事業者又は届出修理事業者が前条の経済産業省令で定める基準に従つて特定計量器の検査を行っていないと認める場合において、当該特定計量器の適正な品質を確保するために必要があると認めるときは、その届出製造事業者又は届出修理事業者に対し、当該特定計量器の検査のための器具、機械若しくは装置の改善又はその検査の方法の改善に関し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

### (検定証印等の除去)



第四十九条 検定証印等、第七十四条第二項若しくは第三項の合番号又は第七十五条第二項の装置検査証印が付されている特定計量器の改造（第二条第五項の経済産業省令で定める改造に限る。次項において同じ。）又は修理をした者は、これらの検定証印等、合番号又は装置検査証印を除去しなければならない。ただし、届出製造事業者若しくは届出修理事業者が当該特定計量器について、又は第二百二十七条第一項の指定を受けた者がその指定に係る事業所において使用する特定計量器について、経済産業省令で定める修理をした場合において、その修理をした特定計量器の性能が経済産業省令で定める技術上の基準に適合し、かつ、その器差が経済産業省令で定める使用公差を超えないときは、この限りでない。

2 第八十四条第一項（第八十九条第四項において準用する場合を含む。）の表示が付されている特定計量器の改造又は修理をした者は、その表示を除去しなければならない。ただし、届出製造事業者若しくは届出修理事業者が当該特定計量器について、又は第二百二十七条第一項の指定を受けた者がその指定に係る事業所において使用する特定計量器について経済産業省令で定める修理をした場合は、この限りでない。

3 変成器の製造又は修理の事業を行う者は、第七十四条第二項の合番号が付されている変成器の改造又は修理（経済産業省令で定める軽微な修理を除く。）をしたときは、その合番号を除去しなければならない。

（有効期間のある特定計量器に係る修理）

第五十条 届出製造事業者又は届出修理事業者は、第七十二条第二項の政令で定める特定計量器であつて一定期間の経過後修理が必要となるものとして政令で定めるものについて、経済産業省令で定める基準に従つて修理をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、これに表示を付することができる。

2 前項の表示には、その修理をした年を表示するものとする。

3 何人も、第一項に規定する場合を除くほか、特定計量器に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

### 第三節 販売

（事業の届出）

第五十一条 政令で定める特定計量器の販売（輸出のための販売を除く。）の事業を行おうとする者は、経済産業省令で定める事業の区分（第二章において単に「事業の区分」という。）に従い、あらかじめ、次の事項を、当該特定計量器の販売しようとする営業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。ただし、届出製造事業者又は届出修理事業者が第四十条第一項又は第四十六条第一項の規定による届出に係る特定計量器であつてその者が製造又は修理をしたものの販売の事業を行おうとするときは、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

## 二 事業の区分

三 当該特定計量器の販売をしようとする営業所の名称及び所在地

2 第四十一条、第四十二条第一項及び第二項並びに第四十五条第一項の規定は、前項の規定による届出をした者に準用する。この場合において、第四十二条第一項及び第四十五条第一項中「経済産業大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

### (遵守事項)

第五十二条 経済産業大臣は、経済産業省令で、前条第一項の政令で定める特定計量器の販売に当たりその販売の事業を行う者（以下この条において「販売事業者」という。）が遵守すべき事項を定めることができる。

2 都道府県知事は、販売事業者が前項の経済産業省令で定める事項を遵守しないため、当該特定計量器に係る適正な計量の実施の確保に支障を生じていると認めるときは、当該販売事業者に対し、これを遵守すべきことを勧告することができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 都道府県知事は、第一項の経済産業省令で定める事項を遵守しないため第二項の規定による勧告を受けた販売事業者が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

### 第四節 特別な計量器

#### (製造等における基準適合義務)

第五十三条 主として一般消費者の生活の用に供される特定計量器（第五十七条第一項の政令で定める特定計量器を除く。）であつて政令で定めるものの届出製造事業者は、当該特定計量器を製造するときは、当該特定計量器が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するようにしなければならない。ただし、輸出のため当該特定計量器を製造する場合においてあらかじめ都道府県知事に届け出たとき、及び試験的に当該特定計量器を製造する場合は、この限りでない。

2 前項の政令で定める特定計量器の輸入の事業を行う者は、当該特定計量器を販売するときは、同項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものを販売しなければならない。ただし、輸出のため当該特定計量器を販売する場合において、あらかじめ、都道府県知事に届け出たときは、この限りでない。

(表示)

第五十四条 前条第一項に規定する届出製造事業者又は同条第二項に規定する者は、当該特定計量器を販売する時まで、経済産業省令で定めるところにより、これに表示を付さなければならない。

2 前項の規定は、前条第一項ただし書又は第二項ただし書の規定の適用を受けて製造し、又は販売される特定計量器及び検定証印等が付された特定計量器については、適用しない。

3 何人も、第一項に規定する場合を除くほか、特定計量器に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

第五十五条 第五十三条第一項の政令で定める特定計量器の販売の事業（同項に規定する届出製造事業者又は同条第二項に規定する者が行うその製造又は輸入をした特定計量器の販売の事業を除く。）を行う者は、前条第一項の表示又は検定証印等が付されているものでなければ、当該特定計量器を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。ただし、輸出のため当該特定計量器を販売する場合において、あらかじめ、都道府県知事に届け出たときは、この限りでない。

（改善命令）

第五十六条 経済産業大臣は、第五十三条第一項に規定する届出製造事業者又は同条第二項に規定する者が同条第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、その製造し、又は販売する特定計量器が同条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（譲渡等の制限）

第五十七条 体温計その他の政令で定める特定計量器の製造、修理又は輸入の事業を行う者は、検定証印等（第七十二条第二項の政令で定める特定計量器にあつては、有効期間を経過していないものに限る。次項において同じ。）が付されているものでなければ、当該特定計量器を譲渡し、貸し渡し、又は修理を委託した者に引き渡してはならない。ただし、輸出のため当該特定計量器を譲渡し、貸し渡し、又は引き渡す場合において、あらかじめ、都道府県知事に届け出たときは、この限りでない。

2 前項の政令で定める特定計量器の販売の事業を行う者（同項に規定する者を除く。）は、検定証印等が付されているものでなければ、当該特定計量器を譲渡し、貸し渡し、又は譲渡し、若しくは貸し渡すために所持してはならない。ただし、輸出のため当該特定計量器を譲渡し、又は貸し渡す場合において、あらかじめ、都道府県知事に届け出たときは、この限りでない。

第五節 特殊容器製造事業

（指定）

第五十八条 第十七条第一項の指定は、特殊容器の製造の事業を行う者（以下この節において「製造者」という。）又は外国において本邦に輸

出される特殊容器の製造の事業を行う者（以下この節において「外国製造者」という。）の申請により、その工場又は事業場ごとに行う。（指定の申請）

第五十九条 第十七条第一項の指定を受けようとする製造者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 特殊容器の製造及び検査の方法に関する事項（経済産業省令で定めるものに限る。）
- 四 その者が製造した特殊容器であることを表示するための記号（指定の基準）

第六十条 第六十七条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない製造者は、第十七条第一項の指定を受けることができない。

2 経済産業大臣は、第十七条第一項の指定の申請が次の各号に適合すると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

- 一 特殊容器の製造の方法が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 特殊容器の検査の方法が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

（承継）

第六十一条 第十七条第一項の指定を受けた製造者（以下「指定製造者」という。）が当該指定に係る事業の全部を譲渡し、又は指定製造者について相続、合併若しくは分割（当該指定に係る事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その指定製造者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が前条第一項に該当するときは、この限りでない。

（変更の届出等）

第六十二条 指定製造者は、第五十九条各号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 前項の場合において、前条の規定により指定製造者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を提出しなければならない。（表示）

第六十三条 指定製造者は、その指定に係る工場又は事業場において製造した特殊容器が次の各号に適合するものであるときは、経済産業省令

で定めるところにより、これに表示を付することができる。

- 一 第十七条第一項の経済産業省令で定める型式に属すること。
- 二 その器差が経済産業省令で定める容量公差を超えないこと。
- 2 指定製造者は、前項の表示をするときは、その特殊容器に、経済産業省令で定める方法により、第五十九条第四号の規定により同条の申請書に記載した記号及びその型式について第十七条第一項の経済産業省令で定める容量を表記しなければならない。
- 3 何人も、第一項（第六十九条第一項において準用する場合を含む。）に規定する場合を除くほか、特殊容器に第一項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（適合命令）

第六十四条 経済産業大臣は、指定製造者が第六十条第二項各号に適合しなくなったと認めるときは、その指定製造者に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（廃止の届出）

第六十五条 指定製造者は、その指定に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（指定の失効）

第六十六条 指定製造者がその指定に係る事業を廃止したときは、その指定は効力を失う。

（指定の取消し）

第六十七条 経済産業大臣は、指定製造者が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- 一 第六十二条第一項又は第六十三条第二項若しくは第三項の規定に違反したとき。
  - 二 第六十四条の規定による命令に違反したとき。
  - 三 不正の手段により第十七条第一項の指定を受けたとき。
- （表示の除去）

第六十八条 特殊容器の輸入（商品を入れ、その商品とともに輸入する場合を含む。以下この条において同じ。）の事業を行う者（以下「特殊容器輸入者」という。）は、第六十三条第一項（次条第一項において準用する場合を含む。）の規定により表示が付されている場合を除くほか、第六十三条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示が付されている特殊容器を輸入したときは、これを譲渡し、又は貸し渡す時までその表示を除去しなければならない。

(外国製造者に係る指定)

第六十九条 第五十九条及び第六十条の規定は外国製造者に係る第十七条第一項の指定に、第六十一条から第六十七条までの規定は同項の指定を受けた外国製造者（以下「指定外国製造者」という。）に準用する。この場合において、第六十条第一項中「第六十七条」とあるのは「第六十九条第一項において準用する第六十七条又は第六十九条第二項」と、第六十三条第三項中「何人も」とあるのは「指定外国製造者は」と、「特殊容器」とあるのは「本邦に輸出される特殊容器」と、第六十四条中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第六十七条第二号中「命令に違反したとき」とあるのは「請求に応じなかったとき」と読み替えるものとする。

2 経済産業大臣は、前項において準用する第六十七条の規定によるもののほか、指定外国製造者が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 経済産業大臣が、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、指定外国製造者に対し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

二 経済産業大臣が、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定外国製造者の工場、事業場、営業所、事務所又は倉庫において、特殊容器、特殊容器の製造若しくは検査のための設備、帳簿、書類その他の物件について検査させ、又は関係人に質問させようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対して答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

三 次項の規定による費用の負担をしないとき。

### 3 前項第二号の規定による検査に要する費用（政令で定めるものに限る。）は、当該検査を受ける指定外国製造者の負担とする。

## 第五章 検定等

### 第一節 検定、変成器付電気計器検査及び装置検査 (検定の申請)

第七十条 特定計量器について第十六条第一項第二号イの検定（以下単に「検定」という。）を受けようとする者は、政令で定める区分に従い、経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は指定検定機関に申請書を提出しなければならない。

### (合格条件)

第七十一条 検定を行った特定計量器が次の各号に適合するときは、合格とする。

- 一 その構造（性能及び材料の性質を含む。以下同じ。）が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すること。
- 二 その器差が経済産業省令で定める検定公差を超えないこと。

2 前項第一号に適合するかどうかは、経済産業省令で定める方法により定めるものとする。ただし、第八十四条第一項（第八十九条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の表示が付された特定計量器（第五十条第一項の政令で定める特定計量器であつて第八十四条第一項の表示が付されてから特定計量器ごとに経済産業省令で定める期間を経過したものにあつては、第五十条第一項の表示が付され、かつ、同項の表示が付されてから経済産業省令で定める期間を経過していないものに限る。）は、その検定に際しては、同号の経済産業省令で定める技術上の基準（性能に関するものであつてこれに適合するかどうかを個々に定める必要があるものとして経済産業省令で定めるものを除く。）に適合するものとみなす。

3 第一項第二号に適合するかどうかは、経済産業省令で定める方法により、第二百一条第一項の基準器検査に合格した計量器（経済産業省令で定める特定計量器の器差については、経済産業省令で定める標準物質）を用いて定めるものとする。

（検定証印）

第七十二条 検定に合格した特定計量器には、経済産業省令で定めるところにより、検定証印を付する。

2 構造、使用条件、使用状況等からみて、検定について有効期間を定めることが適当であると認められるものとして政令で定める特定計量器の検定証印の有効期間は、その政令で定める期間とし、その満了の年月を検定証印に表示するものとする。

3 第十九条第一項又は第一百六条第一項の政令で定める特定計量器の検定証印には、その検定を行った年月を表示するものとする。

4 検定に合格しなかった特定計量器に検定証印等が付されているときは、その検定証印等を除去する。

5 検定を行った電気計器に第七十四条第二項又は第三項の合番号が付されているときは、その合番号を除去する。

（変成器付電気計器検査の申請）

第七十三条 電気計器について変成器付電気計器検査を受けようとする者は、政令で定める区分に従い、経済産業大臣、日本電気計器検定所又は指定検定機関に申請書を提出しなければならない。

2 前項の規定により申請を行う場合には、電気計器にこれとともに使用する変成器を添えなければならない。ただし、次条第二項の合番号であつて、これに表示された日から起算して経済産業省令で定める期間を経過していないものが付されている変成器とともに使用しようとする電気計器について変成器付電気計器検査を受ける場合において、その変成器に関し経済産業省令で定める事項を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（合格条件及び合番号）

第七十四条 経済産業大臣、日本電気計器検定所又は指定検定機関は、経済産業省令で定める方法により変成器付電気計器検査を行い、電気計

器及びこれとともに使用される変成器が次の各号（前条第二項ただし書の規定により変成器が添えられていない場合にあつては、第二号）に適合するときは、合格とする。

- 一 変成器の構造及び誤差が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すること。
- 二 電気計器が当該変成器とともに使用される場合の誤差が経済産業省令で定める公差を超えないこと。
- 2 前条第二項ただし書に規定する場合を除くほか、変成器付電気計器検査に合格した電気計器及びこれとともに使用する変成器には、経済産業省令で定めるところにより、合番号を付する。この場合において、変成器に付する合番号には、変成器付電気計器検査を行った日を表示するものとする。

3 前条第二項ただし書に規定する場合においては、変成器付電気計器検査に合格した電気計器には、経済産業省令で定めるところにより、当該変成器に付されている合番号と同一の合番号を付する。

4 変成器付電気計器検査に合格しなかった電気計器又はこれとともに使用する変成器に前二項の合番号が付されているときは、これを除去する。

#### （装置検査）

第七十五条 車両等装置用計量器について装置検査を受けようとする者は、政令で定める区分に従い、経済産業大臣、都道府県知事又は指定検定機関に申請書を提出しなければならない。

2 経済産業大臣、都道府県知事又は指定検定機関は、経済産業省令で定める方法により装置検査を行い、車両等装置用計量器が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するときは合格とし、経済産業省令で定めるところにより、装置検査証印を付する。

3 装置検査証印の有効期間は、車両等装置用計量器ごとに政令で定める期間とし、その満了の年月を装置検査証印に表示するものとする。

4 装置検査に合格しなかった車両等装置用計量器に装置検査証印が付されているときは、これを除去する。

#### 第二節 型式の承認

##### （製造事業者に係る型式の承認）

第七十六条 届出製造事業者は、その製造する特定計量器の型式について、政令で定める区分に従い、経済産業大臣又は日本電気計器検定所の承認を受けることができる。

2 前項の承認を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣又は日本電気計器検定所に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名



二 第四十条第一項の経済産業省令で定める事業の区分

三 当該特定計量器を製造する工場又は事業場の名称及び所在地

四 第四十条第一項の規定による届出の年月日

3 前項の申請書には、経済産業省令で定めるところにより、試験用の特定計量器及び構造図その他の書類を添えなければならない。ただし、第七十八条第一項の試験に合格した特定計量器の型式について第一項の承認を受けようとする場合において、当該試験に合格したことを証する書面を添えたときは、この限りでない。

(承認の基準)

第七十七条 第八十八条(第八十九条第四項において準用する場合を含む。)又は第八十九条第五項の規定により承認を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者は、前条第一項の承認を受けることができない。

2 経済産業大臣又は日本電気計器検定所は、前条第一項の承認の申請に係る特定計量器の構造が第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合するときは、その承認をしなければならない。

(指定検定機関の試験)

第七十八条 届出製造事業者は、第七十六条第一項の承認を受けようとする型式の特定計量器について、当該特定計量器の検定を行う指定検定機関の行う試験を受けることができる。

2 前項の試験を受けようとする届出製造事業者は、経済産業省令で定めるところにより、試験用の特定計量器及び構造図その他の書類を当該指定検定機関に提出しなければならない。

3 第一項の試験においては、その試験用の特定計量器の構造が第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合するときは、合格とする。

(変更の届出等)

第七十九条 第七十六条第一項の承認を受けた届出製造事業者(以下「承認製造事業者」という。)は、同条第二項第一号又は第三号の事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣又は日本電気計器検定所に届け出なければならない。

2 第六十一条及び第六十二条第二項の規定は、承認製造事業者に準用する。この場合において、第六十一条中「前条第一項」とあるのは「第七十七条第一項」と、同項中「前項」とあるのは「第七十九条第一項」と読み替えるものとする。

(承認製造事業者に係る基準適合義務)

第八十条 承認製造事業者は、その承認に係る型式に属する特定計量器を製造するときは、当該特定計量器が第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準（同条第二項の経済産業省令で定めるものを除く。以下「製造技術基準」という。）に適合するようにしなければならない。ただし、輸出のため当該特定計量器を製造する場合においてあらかじめ都道府県知事に届け出たとき、及び試験的に当該特定計量器を製造する場合は、この限りでない。

（輸入事業者に係る型式の承認等）

第八十一条 特定計量器の輸入の事業を行う者（以下「輸入事業者」という。）は、その輸入する特定計量器の型式について、第七十六条第一項の政令で定める区分に従い、経済産業大臣又は日本電気計器検定所の承認を受けることができる。

2 第七十六条第二項（第二号及び第四号を除く。）及び第三項、第七十七条並びに第七十八条の規定は、前項の承認に準用する。この場合において、第七十六条第二項第三号中「製造する工場又は事業場の名称及び所在地」とあるのは、「製造する者の氏名又は名称及び住所」と読み替えるものとする。

3 第六十一条、第六十二条第二項及び第七十九条第一項の規定は、第一項の承認を受けた輸入事業者（以下「承認輸入事業者」という。）に準用する。この場合において、第六十一条中「前条第一項」とあるのは「第七十七条第一項」と、第六十二条第二項中「前項」とあるのは「第八十一条第三項において準用する第七十九条第一項」と読み替えるものとする。

（承認輸入事業者に係る基準適合義務）

第八十二条 承認輸入事業者は、その承認に係る型式に属する特定計量器を販売するときは、製造技術基準に適合するものを販売しなければならない。ただし、輸出のため当該特定計量器を販売する場合において、あらかじめ、都道府県知事に届け出たときは、この限りでない。

（承認の有効期間等）

第八十三条 第七十六条第一項及び第八十一条第一項の承認は、特定計量器ごとに政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の承認の更新の申請に必要な手続的事項は、経済産業省令で定める。  
（表示）

第八十四条 承認製造事業者又は承認輸入事業者は、その承認に係る型式に属する特定計量器（第八十条ただし書又は第八十二条ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は販売されるものを除く。）を製造し、又は輸入したときは、経済産業省令で定めるところにより、これに表示を付することができる。

- 2 第五十条第一項の政令で定める特定計量器に付する前項の表示には、その表示を付した年を表示するものとする。
- 3 何人も、第一項（第八十九条第四項において準用する場合を含む。）に規定する場合を除くほか、特定計量器に第一項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（表示の除去）

第八十五条 輸入事業者は、前条第一項（第八十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により表示が付されている場合を除くほか、前条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示が付されている特定計量器を輸入したときは、これを譲渡し、若しくは貸し渡し、又はこれについて検定を受ける時までその表示を除去しなければならない。

（改善命令）

第八十六条 経済産業大臣は、承認製造事業者又は承認輸入事業者が第八十条又は第八十二条の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、その製造し、又は輸入する特定計量器が製造技術基準に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（承認の失効）

第八十七条 承認製造事業者がその届出に係る特定計量器の製造の事業を廃止したとき、又は承認輸入事業者が特定計量器の輸入の事業を廃止したときは、その承認は効力を失う。

（承認の取消し）

第八十八条 経済産業大臣は、承認製造事業者又は承認輸入事業者が次の各号の一に該当するときは、その承認を取り消すことができる。

- 一 第七十九条第一項（第八十一条第三項において準用する場合を含む。）又は第八十四条第三項の規定に違反したとき。
- 二 第四十四条又は第八十六条の規定による命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第七十六条第一項又は第八十一条第一項の承認を受けたとき。

（外国製造事業者に係る型式の承認等）

第八十九条 外国において本邦に輸出される特定計量器の製造の事業を行う者（以下「外国製造事業者」という。）は、その特定計量器の型式について、第七十六条第一項の政令で定める区分に従い、経済産業大臣又は日本電気計器検定所の承認を受けることができる。

2 前項の承認を受けた外国製造事業者（以下「承認外国製造事業者」という。）は、その承認に係る型式に属する特定計量器で本邦に輸出されるものを製造するときは、当該特定計量器が製造技術基準に適合するようにしなければならない。

3 第七十六条第二項（第二号及び第四号を除く。）及び第三項、第七十七条、第七十八条並びに第八十三条の規定は、第一項の承認に準用す

る。

4 第六十一条、第六十二条第二項、第七十九条第一項、第八十四条第一項及び第三項並びに前三条の規定は、承認外国製造事業者に準用する。この場合において、第六十一条中「前条第一項」とあるのは「第八十九条第三項において準用する第七十七条第一項」と、第六十二条第二項中「前項」とあるのは「第八十九条第四項において準用する第七十九条第一項」と、第八十四条第三項中「何人も」とあるのは「承認外国製造事業者は」と、「特定計量器」とあるのは「本邦に輸出される特定計量器」と、第八十六条中「第八十条又は第八十二条」とあるのは「第八十九条第二項」と、「命ずる」とあるのは「請求する」と、前条第二号中「命令に違反したとき」とあるのは「請求に応じなかったとき」と読み替えるものとする。

5 経済産業大臣は、前項において準用する前条の規定によるもののほか、承認外国製造事業者が次の各号の一に該当するときは、その承認を取り消すことができる。

一 経済産業大臣が、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、承認外国製造事業者に対し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

二 経済産業大臣が、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、承認外国製造事業者の工場、事業場、営業所、事務所又は倉庫において、特定計量器、帳簿、書類その他の物件について検査させ、又は関係人に質問させようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対して答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

三 前号の規定による検査において、経済産業大臣が、承認外国製造事業者に対し、その所在の場所において職員に検査させることが著しく困難であると認められる特定計量器を期限を定めて提出すべきことを請求した場合において、その請求に応じなかったとき。

6 国は、前項第三号の規定による請求によって生じた損失を承認外国製造事業者に対し補償しなければならない。この場合において、補償すべき損失は、同号の規定による請求により通常生ずべき損失とする。

### 第三節 指定製造事業者 (指定)

第九十条 第十六条第一項第二号ロの指定は、届出製造事業者又は外国製造事業者の申請により、第四十条第一項の経済産業省令で定める事業の区分（次条第一項において単に「事業の区分」という。）に従い、その工場又は事業場ごとに行う。

（届出製造事業者に係る指定の申請）

第九十一条 第十六条第一項第二号ロの指定を受けようとする届出製造事業者は、次の事項を記載した申請書を、経済産業大臣に提出しなけれ

ばならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 事業の区分

三 工場又は事業場の名称及び所在地

四 第四十条第一項の規定による届出の年月日

五 品質管理の方法に関する事項（経済産業省令で定めるものに限る。）

2 前項の規定により申請をした届出製造事業者は、当該工場又は事業場における品質管理の方法について、政令で定める区分に従い、都道府県知事又は日本電気計器検定所が行う検査を受けなければならない。ただし、同項の申請書に第九十三条第二項の書面を添えたときは、この限りでない。

3 前項の規定により検査を行った都道府県知事又は日本電気計器検定所は、経済産業省令で定めるところにより、当該検査の結果を経済産業大臣に報告しなければならない。

（指定の基準）

第九十二条 次の各号の一に該当する届出製造事業者は、第十六条第一項第二号ロの指定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二 第九十九条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号の一に該当する者があるもの

2 経済産業大臣は、第十六条第一項第二号ロの指定の申請に係る工場又は事業場における品質管理の方法が経済産業省令で定める基準に適合すると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

（指定検定機関の調査）

第九十三条 届出製造事業者は、第十六条第一項第二号ロの指定の申請に係る工場又は事業場における品質管理の方法について、当該特定計量器の検定を行う指定検定機関の行う調査を受けることができる。

2 指定検定機関は、前項の調査をした工場又は事業場における品質管理の方法が前条第二項の経済産業省令で定める基準に適合すると認めるときは、その旨を示す書面を交付するものとする。

(変更の届出等)

第九十四条 第十六条第一項第二号ロの指定を受けた届出製造事業者(以下「指定製造事業者」という。)は、第九十一条第一項第五号の事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 第六十一条及び第六十二条第二項の規定は、指定製造事業者に準用する。この場合において、第六十一条中「前条第一項」とあるのは「第九十二条第一項」と、同項中「前項」とあるのは「第九十四条第一項」と読み替えるものとする。

(基準適合義務等)

第九十五条 指定製造事業者は、その指定に係る工場又は事業場において、第七十六条第一項の承認に係る型式に属する特定計量器を製造するときは、当該特定計量器が第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準であつて同条第二項の経済産業省令で定めるものに適合し、かつ、その器差が同条第一項第二号の経済産業省令で定める検定公差を超えないようにしなければならない。ただし、輸出のため当該特定計量器を製造する場合においてあらかじめ都道府県知事に届け出たとき、及び試験的に当該特定計量器を製造する場合は、この限りでない。

2 指定製造事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その指定に係る工場又は事業場において製造する第七十六条第一項の承認に係る型式に属する特定計量器(前項ただし書の規定の適用を受けて製造されるものを除く。)について、検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

(表示)

第九十六条 指定製造事業者は、その指定に係る工場又は事業場において、第七十六条第一項の承認に係る型式に属する特定計量器(前条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造されるものを除く。)を製造したときは、経済産業省令で定めるところにより、これに表示を付することが出来る。

2 第七十二条第二項の政令で定める特定計量器に付する前項の表示の有効期間は、同条第二項の政令で定める期間とし、その満了の年月をその表示に表示するものとする。

3 第十九条第一項又は第百十六条第一項の政令で定める特定計量器に付する第一項の表示には、その表示を付した年月を表示するものとする。(表示の制限)

第九十七条 何人も、前条第一項(第百一条第三項において準用する場合を含む。)に規定する場合を除くほか、特定計量器に前条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

2 輸入事業者は、前条第一項（第一百一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により表示が付されている場合を除くほか、前条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示が付されている特定計量器を輸入したときは、これを譲渡し、又は貸し渡す時までにはその表示を除去しなければならない。

（改善命令）

第九十八条 経済産業大臣は、次の場合には、指定製造事業者に対し、当該特定計量器の検査のための器具、機械又は装置の改善、品質管理の業務の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 一 当該指定に係る工場又は事業場における品質管理の方法が第九十二条第二項の経済産業省令で定める基準に適合していないと認めるとき。
- 二 第九十五条第一項の規定に違反していると認めるとき。

（指定の取消し）

第九十九条 経済産業大臣は、指定製造事業者が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- 一 第八十四条第三項、第九十四条第一項、第九十五条第二項又は第九十七条第一項の規定に違反したとき。
- 二 第九十二条第一項第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
- 三 第八十六条又は前条の規定による命令に違反したとき。
- 四 不正の手段により第十六条第一項第二号口の指定を受けたとき。

（準用）

第一百条 第四十条第二項の規定は第九十一条第一項の申請書の提出及び第九十四条第一項の規定による届出に、第六十六条の規定は指定製造事業者に準用する。

（外国製造事業者に係る指定等）

第一百一条 第十六条第一項第二号口の指定を受けようとする外国製造事業者は、第九十一条第一項第一号から第三号まで及び第五号の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 第十六条第一項第二号口の指定を受けた外国製造事業者（以下「指定外国製造事業者」という。）は、その指定に係る工場又は事業場において、第八十九条第一項の承認を受けた型式に属する特定計量器で本邦に輸出されるものを製造するときは、当該特定計量器が第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準であって同条第二項の経済産業省令で定めるものに適合し、かつ、その器差が同条第一項第二号の経済産業省令で定める検定公差を超えないようにしなければならない。

3 第九十二条の規定は第一項の規定による申請に係る第十六条第一項第二号口の指定に、第六十一条、第六十二条、第六十五条、第六十六条、第八十九条第五項及び第六項、第九十四条第一項、第九十五条第二項、第九十六条第一項、第九十七条第一項、第九十八条並びに第九十九条の規定は指定外国製造事業者に準用する。この場合において、第六十一条中「前条第一項」とあるのは「第一百一条第三項において準用する第九十二条第一項」と、第六十二条第一項中「第五十九条各号」とあるのは「第九十一条第一項第一号から第三号まで」と、第八十九条第五項中「前項において準用する前条」とあるのは「第一百一条第三項において準用する第九十九条」と、第九十五条第二項中「第七十六条第一項の承認に係る型式に属する特定計量器（前項ただし書の規定の適用を受けて製造されるものを除く。）」とあり、及び第九十六条第一項中「第七十六条第一項の承認に係る型式に属する特定計量器（前条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造されるものを除く。）」とあるのは「指定外国製造事業者は」と、「特定計量器」とあるのは「特定計量器で本邦に輸出されるもの」と、第九十七条第一項中「何人も」とあるのは「指定外」と、同条第二号中「第九十五条第一項」とあるのは「第一百一条第二項」と、第九十九条第一号中「第八十四条第三項」とあるのは「第八十九条第四項において準用する第八十四条第三項」と、同条第三号中「第八十六条」とあるのは「第八十九条第四項において準用する第八十六条」と、「命令に違反したとき」とあるのは「請求に応じなかつたとき」と読み替えるものとする。

#### 第五節 指定検定機関

第一百六条 第十六条第一項第二号イの指定は、政令で定める区分ごとに、経済産業省令で定めるところにより、検定（変成器付電気計器検査、装置検査、第七十八条第一項（第八十一条第二項及び第八十九条第三項において準用する場合を含む。）の試験及び第九十三条第一項の調査を含む。以下この条において同じ。）を行おうとする者の申請により行う。

2 指定検定機関は、検定を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、経済産業大臣に届け出なければならない。

3 第二十七条から第三十三条まで及び第三十五条から第三十八条までの規定は、指定検定機関及び検定に準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事又は特定市町村の長」とあるのは「経済産業大臣」と、第二十七条から第二十八条の二まで及び第三十八条第五号中「第二十條第一項」とあるのは「第十六条第一項第二号イ」と読み替えるものとする。

#### 第九章 雑則

##### （手数料）

第一百五十八条 次に掲げる者（経済産業大臣、研究所、機構又は日本電気計器検定所に対して手続を行おうとする者に限る。）は、実費を勘案



して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。ただし、経済産業大臣、都道府県知事、特定市町村の長、日本電気計器検定所、指定定期検査機関、指定検定期間又は指定計量証明検査機関が、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による検査に用いる計量器について基準器検査を受ける場合は、この限りでない。

- 一 第十七条第一項の指定を受けようとする者
  - 二 検定を受けようとする者
  - 三 変成器付電気計器検査を受けようとする者
  - 四 装置検査を受けようとする者
  - 五 第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認を受けようとする者（第七十八条第一項（第八十一条第二項及び第八十九条第三項において準用する場合を含む。）の試験に合格した特定計量器の型式について、これらの承認を受けようとする者を除く。）
  - 六 第八十三条第一項（第八十九条第三項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）の承認の更新を受けようとする者
  - 七 第十六条第一項第二号口の指定を受けようとする者
  - 八 第九十一条第二項の検査を受けようとする者
  - 九 基準器検査を受けようとする者
  - 十 第二百一条の二の認定を受けようとする者
  - 十一 第二百一条の四第一項の認定の更新を受けようとする者
  - 十二 計量士の登録証の訂正又は再交付を受けようとする者
  - 十三 計量士の登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求しようとする者
  - 十四 計量士国家試験を受けようとする者
  - 十五 適正計量管理事業所の指定を受けようとする者
  - 十六 第四百三十三条第一項の登録を受けようとする者
  - 十七 第四百四十四条の二第一項の登録の更新を受けようとする者
- 2 特定標準器による校正等を受けようとする者は、研究所、機構、日本電気計器検定所又は指定校正機関が実費を超えない範囲内において経済産業大臣の認可を受けて定める額の手数料を納めなければならない。
- 3 前二項の手数料は、研究所が行う検定、変成器付電気計器検査、装置検査、第七十六条第一項、第八十一条第一項若しくは第八十九条第一

項の承認、第八十三条第一項の承認の更新、基準器検査又は特定標準器による校正等を受けようとする者の納付するものについては研究所の、機構が行う第二百二十一条の二の認定、第二百二十一条の四第一項の認定の更新、第四百四十三条第一項の登録、第四百四十四条の二第一項の登録の更新又は特定標準器による校正等を受けようとする者の納付するものについては機構の、日本電気計器検定所が行う検定、変成器付電気計器検査、第七十六条第一項、第八十一条第一項若しくは第八十九条第一項の承認、第八十三条第一項の承認の更新、第九十一条第二項の検査、基準器検査又は特定標準器による校正等を受けようとする者の納付するものについては日本電気計器検定所の、指定校正機関が行う特定標準器による校正等を受けようとする者の納付するものについては当該指定校正機関の、その他の者の納付するものについては国庫の収入とする。

4 都道府県又は特定市町村は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七条の規定に基づき定期検査又は計量証明検査に係る手数料を徴収する場合には、第二十条第一項の規定により指定定期検査機関が行う定期検査又は第七十七条第一項の規定により指定計量証明検査機関が行う計量証明検査を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関へ納めさせ、その収入とすることができる。

（検定等をすべき期限）

第六十条 経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は指定検定機関は、検定、変成器付電気計器検査、装置検査若しくは基準器検査又は第七十六条第一項、第八十一条第一項若しくは第八十九条第一項の承認の申請があったときは、経済産業省令で定める期間以内に合格若しくは不合格の処分又は承認若しくは不承認の処分をしなければならない。

2 指定検定機関は、第七十八条第一項（第八十一条第二項及び第八十九条第三項において準用する場合を含む。）の試験を行うことを求められたときは、経済産業省令で定める期間以内に合格又は不合格の判定をしなければならない。

（不合格の判定の理由の通知）

第六十一条 指定検定機関は、前条第二項に規定する場合において、不合格の判定をしたときは、その試験を行うことを求めた者に対し、その理由を通知しなければならない。

（経過措置）

第六十八条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（研究所が処理する事務）

第百六十八条の二 経済産業大臣は、研究所に、次に掲げる事務を行わせるものとする。

- 一 第十六条第一項第二号イの規定による検定に関する事務（指定検定機関の指定に係るものを除く。）
- 二 第十六条第二項の規定による変成器付電気計器検査に関する事務
- 三 第十六条第三項の規定による装置検査に関する事務
- 四 第五章第一節の規定による検定、変成器付電気計器検査及び装置検査に関する事務
- 五 第五章第二節（第八十六条及び第八十八条（第八十九条第四項において準用する場合を含む。）を除く。）の規定による型式の承認に関する事務
- 六 第五章第四節の規定による基準器検査に関する事務
- 七 第三百三十五条から第三百三十七条までの規定による特定標準器による校正等に関する事務（指定校正機関の指定に係るものを除く。）
- 八 第五百九条第一項の規定による公示に関する事務（同項第五号に係るものに限る。）
- 九 附則第二十条の規定による比較検査に関する事務

（研究所の行う立入検査）

第百六十八条の三 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、研究所に、第四百四十八条第一項又は第二項の規定による立入検査を行わせることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定により研究所に立入検査を行わせる場合には、研究所に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

3 研究所は、前項の指示に従って第一項に規定する立入検査を行ったときは、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。

4 第一項の規定により立入検査をする研究所の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

（研究所に対する命令）

第百六十八条の四 経済産業大臣は、前条第一項に規定する立入検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、研究所に対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。

○計量法関係手数料令（平成五年政令第三百四十号）

（指定、登録等に係る手数料の額）

第一条 計量法（以下「法」という。）第五百五十八条第一項第七号に掲げる者（法第八十九条第一項の外国製造事業者（以下単に「外国製造事業者」という。）を除く。）又は法第五百五十八条第一項第八号若しくは第十二号から第十七号までに掲げる者が同項の規定により納付しなればならない手数料の額は、別表第一のとおりとする。

（検定に係る手数料の額）

第二条 法第五百五十八条第一項第二号に掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる特定計量器ごとに当該各号に定めるとおりとする。

- 一 法第八十四条第一項（法第八十九条第四項において準用する場合を含む。）の表示が付された特定計量器（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号。以下「施行令」という。）第十二条で定める特定計量器であつて法第八十四条第一項の表示が付されてから法第七十一条第二項の経済産業省令で定める期間を経過したものにあつては、法第五十条第一項の表示が付され、かつ、同項の表示が付されてから法第七十一条第二項の経済産業省令で定める期間を経過していないものに限る。） 別表第二に掲げる金額

- 二 前号に掲げるもの以外のものであつて、別表第三に掲げるもの 同表に掲げる金額

- 三 前二号に掲げるもの以外のもの 同一の構造を有するものごとに、別表第四に掲げる金額と別表第二に掲げる金額に検定を受ける特定計量器の数を乗じて得た額との合算額

（変成器付電気計器検査に係る手数料の額）

第三条 法第五百五十八条第一項第三号に掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、変成器付電気計器検査に係る電気計器（施行令第六条で定める特定計量器をいう。以下同じ。）に應ずる別表第二に掲げる金額（同一の変成器とともに使用する二以上の電気計器（二以上の電気計器が構造上一体となつていないものを含む。以下この項において同じ。）について同時に変成器付電気計器検査を受ける場合にあつては、それぞれの電気計器に應ずる別表第二に掲げる金額の合算額（二以上の電気計器が構造上一体となつている場合にあつては、同表の備考に規定するところにより算定した額）の六割の額（以下この項において「電気計器に係る額」という。）と、その電気計器とともに使用する変成器に應ずる別表第五に掲げる金額との合算額とする。ただし、法第七十四条第二項の合番号であつて、これに表示された日から起算して法第七十三条第二項の経済産業省令で定める期間を経過していないものが付されている変成器に関し、同項の経済産業省令で定める事項を記載した書面の提出があつた場合については、電気計器に係る額と九百七十円（同一の変成器とともに使用する二以上の電気計器について同時に変成器付電気計器検査を受ける場合にあつては、九百七十円に電気計器の数を乗じて得た額（複合電気計器（二以上の電気計器が構造上一体となつているもの）のうち、同種の電気計器を二以上含むものであつて、当該同種の電気計器が同一の検出部及び中央処理装

置を有するものをいう。以下同じ。)にあつては、電気計器の種類ごとに、九百七十円と同種の電気計器が一増すごとに十円を合算して得た額の合算額)。次項において同じ。)との合算額とする。

2 前項の規定にかかわらず、同一の電気計器について検定と変成器付電気計器検査とを同時に受けようとする者が変成器付電気計器検査について納付しなければならない手数料の額は、その電気計器とともに使用する変成器に応ずる別表第五に掲げる金額とする。ただし、法第七十四条第二項の合番号であつて、これに表示された日から起算して法第七十三条第二項の経済産業省令で定める期間を経過していないものが付されている変成器に関し、同項の経済産業省令で定める事項を記載した書面の提出があつた場合については、九百七十円とする。

(型式の承認等に係る手数料の額)

第四条 法第五十八條第一項第五号に掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第四のとおりとする。ただし、次の各号に掲げる者については、経済産業省令で定めるところにより、実費を勘案して、同表に掲げる金額を減額することができる。

一 経済産業省令で定める機関が作成した法第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準の全部又は一部に関する試験の結果の証明書を添えて、法第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認を受けようとする者

二 法第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認を受けた型式と重要な部分において異なる型式について、法第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認を受けようとする者

2 法第五十八條第一項第六号に掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、一件につき千九百五十円とする。

(基準器検査に係る手数料の額)

第五条 法第五十八條第一項第九号に掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、法第二百二條第二項の経済産業省令で定める基準器検査を行う計量器の種類ごとに、五十万円を超えない範囲内で実費を勘案して経済産業省令で定める額とする。

(特定計量証明事業の認定等に係る手数料の額)

第六条 法第五十八條第一項第十号又は第十一号に掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、一件につき三十万五千円と九万六千四百円(二以上の法第二百二一條の二の経済産業省令で定める事業の区分について同時に同条の認定又は法第二百二一條の四第一項の認定の更新を受ける場合にあつては、九万六千四百円に当該事業の区分の数を乗じて得た額)との合算額とする。

(外国製造者に係る手数料の額)

第七条 法第十七條第一項の指定を受けようとする法第五十八條の外国製造者(次項において単に「外国製造者」という。)が納付しなければならない手数料の額は、三十万五千二百円(電子申請等(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十

一号) 第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第二条第六号に規定する申請等をいう。以下同じ。) による場合にあつては、三十万五百円) に、その申請に係る特殊容器(同項の特殊容器をいう。以下同じ。)の製造及び検査の方法が法第十九条第一項において準用する法第六十条第二項各号に適合するかどうかを審査するため、職員二人がその申請に係る工場又は事業場の所在地に出張するのに要する旅費の額に相当する額を加算した額とする。この場合において、その旅費の額の計算に關し必要な細目は、経済産業省令で定める。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する外国製造者の指定の申請書に、その申請に係る特殊容器の製造及び検査の方法が法第六十九条第一項において準用する法第六十条第二項各号に適合していることを経済産業大臣が指定する者(外国に住所を有するものに限る。)が明らかにする書面で経済産業大臣が適当と認めるものが添付されている場合には、その外国製造者が納付しなければならない手数料の額は、五万三千五百円(電子申請等による場合にあつては、四万七千四百円)とする。

(外国製造事業者に係る手数料の額)

第八条 法第十六条第一項第二号口の指定を受けようとする外国製造事業者が納付しなければならない手数料の額は、六十四万二千四百円(電子申請等による場合にあつては、六十三万七千七百円)に、その申請に係る工場又は事業場における品質管理の方法が法第一百一条第三項において準用する法第九十二条第二項の経済産業省令で定める基準に適合するかどうかを検査するため、職員二人がその工場又は事業場の所在地に出張するのに要する旅費の額に相当する額を加算した額とする。この場合において、その旅費の額の計算に關し必要な細目は、経済産業省令で定める。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する外国製造事業者の指定の申請書に、その申請に係る工場又は事業場における品質管理の方法が法第一百一条第三項において準用する法第九十二条第二項の経済産業省令で定める基準に適合していることを経済産業大臣が指定する者(外国に住所を有するものに限る。)が明らかにする書面で経済産業大臣が適当と認めるものが添付されている場合には、その外国製造事業者が納付しなければならない手数料の額は、七万四千九百円(電子申請等による場合にあつては、七万八百円)とする。

(比較検査に係る手数料の額)

第九条 法附則第二十条第一項の比較検査を受けようとする者が同条第五項の規定により納付しなければならない手数料の額は、一個につき九千五百円とする。

#### 附 則

1 この政令は、法の施行の日(平成五年十一月一日)から施行する。

2 計量法関係手数料令（昭和四十二年政令第百五十四号）は、廃止する。

附 則 （平成七年一月二十九日政令第三九五号）

この政令は、平成七年十二月一日から施行する。

附 則 （平成九年三月二十四日政令第六七号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 （平成十一年二月二十四日政令第二八号）

この政令は、平成十一年三月一日から施行する。

附 則 （平成十一年一月二日政令第三八五号）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

（計量法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この政令の施行の際現に地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十二第一項の中核市であつて計量法（平成四年法律第五十一号）第十条第二項の特定市町村でないものについては、第二十九条の規定による改正後の計量法施行令第四条の規定は、平成十三年三月三十一日までは、適用しない。

附 則 （平成十二年三月二十四日政令第九八号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 （平成十二年六月七日政令第三一一号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 （平成十三年九月五日政令第二八〇号）

この政令は、計量法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。

附 則 （平成十五年六月二十七日政令第二八七号）

この政令は、平成十五年七月一日から施行する。

附 則 (平成一六年三月二四日政令第五七号) 抄

この政令は、平成十六年三月三十一日から施行する。

附 則 (平成一六年一二月二二日政令第四一〇号)

この政令は、平成十七年七月一日から施行する。

(平一八政一七八・旧第一項・一部改正)

附 則 (平成一八年三月三一日政令第一二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

(計量法関係手数料令の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律(平成十五年法律第七十六号)附則第二条の規定により同法第一条の規定による改正後の計量法(平成四年法律第五十一号)第四百三十三条第一項の登録を受けているものとみなされた者が、同項の規定による登録を受けようとする場合の手数料の額については、前条の規定による改正後の計量法関係手数料令別表第一第八号下欄中「八万千五百円」とあるのは「七万四千百円」と、「十八万三千五百円」とあるのは「十三万四千百円」とする。

附 則 (平成一九年一二月七日政令第三五九号)

この政令は、平成十九年十二月十五日から施行する。

附 則 (平成二二年五月一四日政令第一三四号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十二年六月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二四年六月二七日政令第一七二号)

この政令は、平成二十四年七月一日から施行する。

附 則 (平成二七年三月六日政令第六五号)



この政令は、平成二十七年三月七日から施行する。

附 則 (平成二十九年三月一〇日政令第三四号)

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十九年六月二二日政令第一六三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

別表第一(第一条関係)

納付しなけらればならない者	金額
一 法第十六条第一項第二号口の指定を受けようとする者	一件につき 七万四千九百円(電子申請等による 場合にあつては、七万八百円)
二 法第九十一条第二項の検査を受けようとする者	一件につき 四十二万六千三百円
三 計量士の登録証の訂正又は再交付を受けようとする者	一件につき 二千円(電子申請等による場合にあ つては、千二百五十円)
四 計量士の登録簿の謄本の交付を請求しようとする者	一枚につき 六百五十円(電子申請等による場合 にあつては、五百五十円)
五 計量士の登録簿の閲覧を請求しようとする者	一回につき 三百八十円(電子申請等による場合 にあつては、三百二十円)
六 計量士国家試験を受けようとする者	一件につき 八千五百円

七 適正計量管理事業所の指定を受けようとする者

八 法第四百四十三条第一項の登録を受けようとする者（次号及び第十二号に掲げる者を除く。）

九 現に法第四百四十三条第一項の登録を受けている者であつて当該登録に係る事業所について当該登録に係る計量器等の区分以外の計量器等の区分に係る登録を受けようとするもの

十 法第四百四十四条の二第一項の登録の更新を受けようとする者（次号及び第十三号に掲げる者を除く。）

十一 法第四百四十四条の二第一項の登録の更新を受けようとする者であつて当該登録の更新に係る事業所について当該登録の更新に係る計量器等の区分以外の計量器等の区分に係る登録の更新（当該登録の更新を申請した日前同項の政令で定める期間以内に行ったものに限る。）の手数料として前号下欄に定める額を納めているもの

十二 法第四百四十三条第一項の登録を受けようとする者であつて同項の登録の申請に際し当該申請

一件につき

二千七百円（電子申請等による場合にあっては、二千円）

一件につき

八万五千五百円に当該登録に係る計量器等の区分（計量器又は標準物質（法第二条第六項の標準物質をいう。））についての区分であつて経済産業省令で定めるものをいう。以下この表において同じ。）の数を乗じて得た額及び十八万三千五百円の合計額

一件につき

八万五千五百円に新たに登録を受けようとする計量器等の区分の数を乗じて得た額

一件につき

七万四千五百円に当該登録の更新に係る計量器等の区分の数を乗じて得た額及び十二万九千六百円の合計額

一件につき

七万四千五百円に当該登録の更新に係る計量器等の区分の数を乗じて得た額

一件につき

別表第二(第一条、第二条関係)

特 定 計 量 器	一個についての金額
<p>一 タクシーメーター</p> <p>五百五十円</p>	
<p>二 非自動はかり</p> <p>イ 検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が一トン以下のもの</p> <p>ひょう量が三十キログラム以下のもの</p> <p>ひょう量が百キログラム以下のもの</p> <p>ひょう量が二百五十キログラム以下のもの</p> <p>ひょう量が五百キログラム以下のもの</p> <p>ひょう量が五百キログラムを超えるもの</p> <p>ロ 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの</p> <p>ひょう量が十キログラム以下のもの</p> <p>ひょう量が十キログラムを超えるもの</p> <p>ハ イ又はロに掲げるもの以外のもの</p> <p>ひょう量が五キログラム以下のもの</p>	<p>第八号下欄に定める額を超えない範囲内で実費を勘案して経済産業省令で定める額</p> <p>一件につき</p> <p>第十号下欄に定める額を超えない範囲内で実費を勘案して経済産業省令で定める額</p>

<p>ひょう量が二十キログラム以下のもの  ひょう量が五十キログラム以下のもの  ひょう量が百キログラム以下のもの  ひょう量が二百五十キログラム以下のもの  ひょう量が五百キログラム以下のもの  ひょう量が一トン以下のもの  ひょう量が二トン以下のもの  ひょう量が五トン以下のもの  ひょう量が十トン以下のもの  ひょう量が二十トン以下のもの  ひょう量が三十トン以下のもの  ひょう量が四十トン以下のもの  ひょう量が五十トン以下のもの  ひょう量が五十トンを超えるもの</p> <p>最小の目量又は表記された感量がひょう量の一万分の一未満のものにあつては、イからハまでに掲げる金額の二倍の額とする。</p>	<p>百八十円  二百四十円  三百四十円  五百十円  九百円  千五百円  二千四百五十円  六千円  七千七百円  一万四千四百円  一万四千四百円  一万八千九百円  二万三千三百円  三万七千九百円</p>
<p>三 温度計（ガラス製温度計のうち、計ることができる最高の温度が二百度以下のものを除く。）  イ ガラス製温度計  計ることができる温度が零下三十度以上三百度以下のもの  計ることができる温度が零下三十度以上三百六十度以下のもの</p> <p>ロ 抵抗体温計</p>	<p>二百九十円  三百七十円  百三十円</p>
<p>四 体積計（量器用尺付タンクを除く。）  イ 水道メーター  口径が二十五ミリメートル以下のもの  口径が四十ミリメートル以下のもの</p>	<p>七十円  百六十円</p>

<p>口径が百ミリメートル以下のもの 口径が百ミリメートルを超えるもの 温水メーター 燃料油メーター</p>	<p>千二百円 千六百元 二百円</p>
<p>ハ 使用最大流量が一リットル毎分以下のもの 表示機構の最大指示量が五十リットル以下のもの (1)に掲げるものを除く。 (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの 液化石油ガスメーター ガスメーター</p>	<p>五百九十円 千五百五十円 二千五十円 六千四百円</p>
<p>使用最大流量が十六立方メートル毎時以下のもの 使用最大流量が六十五立方メートル毎時以下のもの 使用最大流量が百六十立方メートル毎時以下のもの 使用最大流量が四百立方メートル毎時以下のもの 使用最大流量が千立方メートル毎時以下のもの 使用最大流量が千立方メートル毎時を超えるもの</p>	<p>百円 二百二十円 五百九十円 九百六十円 二千二百五十円 五千四百円</p>
<p>五 アネロイド型圧力計 (アネロイド型血圧計のうち、検出部が電気式のもの以外のものを除く。) イ アネロイド型圧力計 (ロに掲げるものを除く。) 計ることができる最大の圧力が五十メガパスカル以下のもの 計ることができる最大の圧力が百メガパスカル以下のもの 計ることができる最大の圧力が百メガパスカルを超えるもの アネロイド型血圧計 (検出部が電気式のものに限る。)</p>	<p>八十円 四百四十円 九百二十円 百四十円</p>
<p>六 積算熱量計</p>	<p>千二百五十円</p>
<p>七 最大需要電力計</p>	<p>六千四百円</p>

八 電力量計

イ 定格電流が五アンペアの交流用の電力量計

- (1) 計ることができる最大の電力（以下「最大電力」という。）が五百キロワット未満のもの
- (i) 单相二線式のもの  
千六百円
- (ii) (i)に掲げるもの以外のもの  
二千五十円
- (2) 最大電力が一万キロワット未満のもの  
三千四百五十円
- (3) 最大電力が一万キロワット以上のもの  
一万三千六百円
- ロ イに掲げるもの以外の交流用の電力量計（ハに掲げるものを除く。）
- (1) 定格電流が三十アンペア以下のもの  
单相二線式のもの  
三百円
- (i) 单相三線式のもの  
三百六十円
- (ii) (i)又は(ii)に掲げるもの以外のもの  
四百円
- (2) 定格電流が百アンペア以下のもの  
单相二線式のもの  
五百四十円
- (i) 单相三線式のもの  
六百七十円
- (ii) (i)又は(ii)に掲げるもの以外のもの  
六百九十円
- (3) 定格電流が百五十アンペア以下のもの  
单相二線式のもの  
六百四十円
- (i) 单相三線式のもの  
七百二十円
- (ii) (i)又は(ii)に掲げるもの以外のもの  
七百六十円
- (4) 定格電流が百五十アンペアを超えるもの  
单相二線式のもの  
九百五十円
- (i) 单相三線式のもの  
千百五十円
- (ii) (i)又は(ii)に掲げるもの以外のもの  
千二百円

<p>ハ イに掲げるもの以外の交流用の電力量計（当該電力量計により計量した電力量の情報を電磁的方式により送信する機能を有する装置を有するものに限る。）</p> <p>(1) 定格電流が三十アンペア以下のもの</p> <p>(2) 定格電流が百アンペア以下のもの</p> <p>(i) 単相三線式のもの</p> <p>(ii) (i)に掲げるもの以外のもの</p> <p>(3) 定格電流が百五十アンペア以下のもの</p> <p>(i) 単相三線式のもの</p> <p>(ii) (i)に掲げるもの以外のもの</p> <p>(4) 定格電流が百五十アンペアを超えるもの</p> <p>(i) 単相三線式のもの</p> <p>(ii) (i)に掲げるもの以外のもの</p> <p>ニ 直流用の電力量計</p>	<p>百九十円</p> <p>百九十円</p> <p>二百二十円</p> <p>百九十円</p> <p>二百二十円</p> <p>三百四十円</p> <p>三百十円</p> <p>三百四十円</p> <p>九百二十円</p> <p>九百五十円</p> <p>三千四百円</p> <p>二千百円</p>
<p>九 無効電力量計</p>	<p>二千百円</p>
<p>十 照度計</p>	<p>二万三千九百円</p>
<p>十一 騒音計</p> <p>イ 使用最大周波数が八千ヘルツ以下のもの</p> <p>ロ 使用最大周波数が八千ヘルツを超えるもの</p>	<p>一万六千四百円</p> <p>二万九千四百円</p>
<p>十二 振動レベル計</p>	<p>二万八千三百円</p>
<p>十三 濃度計（酒精度浮ひょうを除く。）</p> <p>イ ジルコニア式酸素濃度計又は磁気式酸素濃度計</p> <p>ロ 溶液導電率式二酸化硫黄濃度計</p> <p>ハ 紫外線式二酸化硫黄濃度計</p> <p>ニ 紫外線式窒素酸化物濃度計</p>	<p>六万七千七百円</p> <p>九万四千六百円</p> <p>七万五千六百円</p> <p>七万七千七百円</p>

ホ	非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計	八万三千三百円
ヘ	非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計	八万三千七百円
ト	非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計	八万三千六百円
チ	化学発光式窒素酸化物濃度計	七万七千七百円
リ	ガラス電極式水素イオン濃度検出器	二千三百円
ヌ	ガラス電極式水素イオン濃度指示計	一万七千八百円
ハ	ハに掲げる濃度計とニに掲げる濃度計とが構造上一体となっているものにあつては、ハに掲げる金額とニに掲げる金額とを合算して得た額から三万九千九百円を減額するものとする。	
ホ	ホからトまでに掲げる濃度計で二以上の検出部を有するものにあつては、検出部が一増すごとに、ホからトまでに掲げる金額の五割の額を加算するものとする。	
ハ	ハからチまでに掲げる濃度計で四以上の表示機構を有するものにあつては、表示機構が三を超えて一増すごとに、ハからチまでに掲げる金額に二万二千九百円を加算するものとする。	

備考

- 一 二以上の電気計器が構造上一体となっているものにあつては、次号から第五号までに規定するものを除き、それぞれの電気計器に  
 応ずる金額を合算するものとする。
- 二 前号に規定する電気計器のうち、最大需要電力計又は無効電力量計が電力量計と構造上一体となっているものにあつては、第四号  
 に規定するものを除き、それぞれの電気計器に  
 応ずる金額の七割の額（同種の電気計器（電力量計にあつては、最大電力が同じもの  
 に限る。）を二以上有するものにあつては、その電気計器が一増すごとにその電気計器に  
 応ずる金額の二割の額）を合算するもの  
 とする。この場合において、電子式の最大需要電力計と電子式の電力量計が構造上一体となつて  
 いるものに係る最大需要電力計に  
 応ずる金額は、四千百円とする。
- 三 第一号に規定する電気計器のうち、同種の電力量計（最大電力が同じものに限る。）のみを二以上有するものにあつては、第五号  
 に規定するものを除き、その電力量計が一増すごとにその電力量計に  
 応ずる金額の七割の額（当該同種の電力量計がこの表の第八号  
 ハに掲げるものである場合には、その電力量計に  
 応ずる金額の二割の額）を合算するものとする。
- 四 第二号に規定する電気計器のうち、複合電気計器にあつては、それぞれの電気計器に  
 応ずる金額（最大需要電力計と電力量計が構



造上一体となっているものに係る最大需要電力計に应ずる金額は、四千百円とし、最大電力が異なる二以上の電力量計を有するものに係る電力量計に应ずる金額は、最大電力が最大の電力量計に应ずる金額とする。の七割の額（当該複合電気計器に含まれる同種の電気計器が増すごとに十円）を合算するものとする。

五 第三号に規定する電気計器のうち、複合電気計器にあつては、その電力量計が増すごとに十円を合算するものとする。

別表第三（第二条関係）

特 定	計 量 器	一 個 に つ い て の 金 額
ガラス製温度計（計ることができる最高の温度が二百度以下のものを除く。）		一個についての金額
イ 計ることができる温度が零下三十度以上三百度以下のもの		四百六十円
ロ 計ることができる温度が零下三十度以上三百六十度以下のもの		五百九十円

別表第四（第二条、第四条関係）

特 定	計 量 器	一 件 に つ い て の 金 額
一 タクシーメーター		四十八万四千六百円
二 質量計		
イ 非自動はかり		
(1) ひょう量が二トン以下のものであつて、検出部が電気式のもの		六十六万九千九百円
(2) ひょう量が二トン以下のものであつて、検出部が電気式のもの以外のもの		
ひょう量が百五十キログラム以下のもの		三十万七千円
ひょう量が百五十キログラムを超えるもの		二十九万五千五百円
(3) ひょう量が二トンを超えるもの		八十七万四千六百円
ロ 分銅又は定量おもり若しくは定量増おもり		二万九百円
三 温度計		
イ ガラス製温度計（ロに掲げるものを除く。）		八万六千三百円
ロ ガラス製温度計		八万千円
ハ 抵抗体温度計		四十二万二千六百円

<p>四 皮革面積計</p>	<p>一万五千八百円</p>
<p>五 体積計</p> <p>イ 水道メーター又は温水メーター</p> <p>(1) 表示機構が電気式のもの</p> <p>(2) (1)に掲げるもの以外のもの</p> <p>ロ 燃料油メーター</p> <p>(1) 使用最大流量が一リットル毎分以下のもの</p> <p>(2) 充てん機構その他経済産業省令で定める器具、機械又は装置と構造上一体となっているもの</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの</p> <p>ハ 液化石油ガスメーター</p> <p>ニ ガスメーター</p> <p>(1) 表示機構が電気式のもの</p> <p>(2) (1)に掲げるもの以外のもの</p> <p>ホ 量器用尺付タンク</p>	<p>五十五万八千八百円</p> <p>二十八万五千五百円</p> <p>三十万九千二百円</p> <p>五十八万八千九百円</p> <p>三十四万四千七百円</p> <p>五十八万八千九百円</p> <p>六十万七千円</p> <p>三十二万八千円</p> <p>八万三千二百円</p>
<p>六 密度浮ひよう</p> <p>イ 耐圧密度浮ひよう</p> <p>ロ イに掲げるもの以外のもの</p>	<p>三万千円</p> <p>二万六千円</p>
<p>七 アネロイド型圧力計</p> <p>イ アネロイド型圧力計（ロに掲げるものを除く。）</p> <p>ロ アネロイド型血圧計</p> <p>(1) 表示機構が電気式のもの</p> <p>(2) (1)に掲げるもの以外のもの</p>	<p>二十万三千三百円</p> <p>二十八万四千円</p> <p>二十万四千円</p>
<p>八 積算熱量計</p>	<p>六十二万九千五百円</p>

九	最大需要電力計	四十三万円
十	電力量計	
	イ 定格電流が五アンペアのもの	四十三万円
	ロ イに掲げるもの以外のもの	三十七万七千七百円
十一	無効電力量計	四十三万円
十二	照度計	七十六万九千四百円
十三	騒音計	
	イ 使用最大周波数が八千ヘルツ以下のもの	四十六万七千二百円
	ロ 使用最大周波数が八千ヘルツを超えるもの	五十二万七千二百円
十四	振動レベル計	七十二万七千三百円
十五	濃度計	
	イ ジルコニア式酸素濃度計	四十五万四千四百円
	ロ 溶液導電率式二酸化硫黄濃度計	六十六万八千円
	ハ 磁気式酸素濃度計	四十六万三千六百円
	ニ 紫外線式二酸化硫黄濃度計	五十七万八千円
	ホ 紫外線式窒素酸化物濃度計	五十七万三千三百円
	ヘ 非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計、非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計又は非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計	五十七万八千円
	ト 化学発光式窒素酸化物濃度計	五十七万九千四百円
	チ ガラス電極式水素イオン濃度検出器	十四万円
	リ ガラス電極式水素イオン濃度指示計	三十五万六千七百円
	ヌ 酒精度浮ひよう	二万六千六百円
	ニに掲げる濃度計とホに掲げる濃度計とが構造上一体となっているものにあつては、ニに掲げる金額とホに掲げる金額とを合算して得た額から四十五万三百円を減額するものとする。	

別表第五(第三条関係)

<p>ニからトまでに掲げる濃度計で四以上の表示機構を有するものにあつては、表示機構が三を超えて一増すごとに、ニからトまでに掲げる金額に三万七千七百円を加算するものとする。</p> <p>十六 浮ひよう型比重計</p>	<p>二万千六百円</p>
<p>変 成 器</p> <p>一 変圧器</p> <p>イ 単相二線式の変圧器</p> <p>定格一次電圧が千ボルト以下のもの 千二百五十円</p> <p>定格一次電圧が七千ボルト以下のもの 三千三百円</p> <p>定格一次電圧が三万五千ボルト以下のもの 九千三百円</p> <p>定格一次電圧が八万ボルト以下のもの 二万千六百円</p> <p>定格一次電圧が二十万ボルト以下のもの 八万七千九百円</p> <p>定格一次電圧が三十万ボルト以下のもの 十二万九千六百円</p> <p>定格一次電圧が三十万ボルトを超えるもの 十五万五千五百円</p> <p>ロ イに掲げるもの以外のもの</p> <p>定格一次電圧が千ボルト以下のもの 千五百五十円</p> <p>定格一次電圧が七千ボルト以下のもの 四千六百円</p> <p>定格一次電圧が三万五千ボルト以下のもの 一万四千四百円</p> <p>定格一次電圧が八万ボルト以下のもの 三万二千四百円</p> <p>定格一次電圧が二十万ボルト以下のもの 十三万千八百円</p> <p>定格一次電圧が三十万ボルト以下のもの 十九万四千五百円</p> <p>定格一次電圧が三十万ボルトを超えるもの 二十三万三千四百円</p>	<p>一個についての金額</p>
<p>二 変流器</p> <p>イ 単相二線式の変流器</p>	

<p>定格一次電流が百五十アンペア以下のもの          定格一次電流が五百アンペア以下のもの          定格一次電流が二千アンペア以下のもの          定格一次電流が一万アンペア以下のもの          定格一次電流が一万アンペアを超えるもの          ロ イに掲げるもの以外のもの          定格一次電流が百五十アンペア以下のもの          定格一次電流が五百アンペア以下のもの          定格一次電流が二千アンペア以下のもの          定格一次電流が一万アンペア以下のもの          定格一次電流が一万アンペアを超えるもの</p>	<p>二千四百円          三千五百円          四千三百五十円          八千七百元          二万八千三百円          三千三百円          五千五百円          七千三百円          一万三千円          四万二千六百円</p>
---	---

備考

- 一 二以上の定格一次電圧又は定格一次電流を有するものにあつては、最大の定格一次電圧又は定格一次電流に應ずる金額と、他の定格一次電圧又は定格一次電流に應ずる金額の五割の額とを合算するものとする。
- 二 変圧変流器にあつては、変圧器に應ずる金額と変流器に應ずる金額とを合算するものとする。
- 三 二以上の定格周波数又は使用負担の範囲を有するものにあつては、定格周波数又は使用負担の範囲が一増すごとに、五割の額を加算するものとする。

○計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）（抄）

第一章 総則

（特定計量器）

第二条 法第二条第四項の政令で定める計量器は、次のとおりとする。

- 一 タクシーメーター
- 二 質量計のうち、次に掲げるもの

イ 非自動はかりのうち、次に掲げるもの

- (1) 目量（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。以下同じ。）が十ミリグラム以上であつて、目盛標識の数が百以上のもの（(2)又は(3)に掲げるものを除く。）
- (2) 手動天びん及び等比皿手動はかりのうち、表記された感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。以下同じ。）が十ミリグラム以上のもの

(3) 自重計（貨物自動車に取り付けて積載物の質量の計量に使用する質量計をいう。）  
ロ 自動はかり

ハ 表す質量が十ミリグラム以上の分銅

ニ 定量おもり及び定量増おもり（以下単に「おもり」という。）

三 温度計のうち、次に掲げるもの

イ ガラス製温度計のうち、次に掲げるもの

- (1) 計ることができる温度が零下三十度以上三百六十度以下のもの（転倒式温度計、接点付温度計、最高最低温度計、留点温度計、浸線付温度計、保護枠入温度計、隔測温度計及びベックマン温度計を除く。）
- (2) ガラス製体温計

ロ 抵抗体温計（電気抵抗の変化をもつて、体温を計量する温度計であつて、最高温度保持機能を有するものをいう。以下同じ。）

四 皮革面積計

五 体積計のうち、次に掲げるもの

イ 積算体積計のうち、次に掲げるもの

- (1) 水道メーターのうち、口径が三百五十ミリメートル以下のもの
- (2) 温水メーターのうち、口径が四十ミリメートル以下のもの
- (3) 燃料油メーター（揮発油、灯油、軽油又は重油（以下「燃料油」という。）の体積の計量に使用する積算体積計をいう。以下同じ。）のうち、口径が五十ミリメートル以下のもの（五十リットル以上の定体積の燃料油の給油以外に使用できないものを除く。）
- (4) 液化石油ガスメーターのうち、口径が四十ミリメートル以下であつて、液化石油ガスを充てんするための機構を有するもの
- (5) ガスメーターのうち、口径が二百五十ミリメートル以下のもの（実測湿式ガスメーターを除く。）

- (6) 排ガス積算体積計
- (7) 排水積算体積計
  - ロ 量器用尺付タンクのうち、自動車に搭載するもの
- 六 流速計のうち、次に掲げるもの
  - イ 排ガス流速計
  - ロ 排水流速計
- 七 密度浮ひようのうち、次に掲げるもの
  - イ 耐圧密度浮ひよう以外のもの
  - ロ 耐圧密度浮ひようのうち、液化石油ガスの密度の計量に使用するもの
- 八 アネロイド型圧力計のうち、次に掲げるもの
  - イ 計ることができる圧力が〇・一メガパスカル以上二百・二メガパスカル以下のものであって、最小の目量が計ることができる最大の圧力と最小の圧力の差の百五十分の一以上のもの（蓄圧式消火器用のもの及び口に掲げるものを除く。）
  - ロ アネロイド型血圧計
- 九 流量計のうち、次に掲げるもの
  - イ 排ガス流量計
  - ロ 排水流量計
- 十 積算熱量計のうち、口径が四十ミリメートル以下のもの
- 十一 最大需要電力計
- 十二 電力量計
- 十三 無効電力量計
- 十四 照度計
- 十五 騒音計
- 十六 振動レベル計
- 十七 濃度計のうち、次に掲げるもの

- イ ジルコニア式酸素濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が五体積百分率以上二十五体積百分率以下のもの
  - ロ 溶液導電率式二酸化硫黄濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が五十体積百分率以上のもの
  - ハ 磁気式酸素濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が五体積百分率以上二十五体積百分率以下のもの
  - ニ 紫外線式二酸化硫黄濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が五十体積百分率以上のもの
  - ホ 紫外線式窒素酸化物濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が二十五体積百分率以上のもの
  - ヘ 非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計
  - ト 非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計
  - チ 非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計のうち、最小の目量が百体積百分率未満のもの及び最小の目量が百体積百分率以上二百体積百分率未満のものであって計ることができる最高の濃度が五体積百分率未満のもの
  - リ 化学発光式窒素酸化物濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が二十五体積百分率以上のもの
  - ヌ ガラス電極式水素イオン濃度検出器
  - ル ガラス電極式水素イオン濃度指示計
  - ヲ 酒精度浮ひよう
  - 十八 浮ひよう型比重計のうち、次に掲げるもの
    - イ 比重浮ひよう
    - ロ 重ボーメ度浮ひよう
    - ハ 日本酒度浮ひよう
- 第二章 適正な計量の実施
- (使用の制限の特例に係る特定計量器)
- 第五条 法第十六条第一項の政令で定める特定計量器は、次のとおりとする。
- 一 第二条第二号イ(1)に掲げるもののうち、載せ台を有するものであって、次に掲げるもの
    - イ 平方メートルで表した載せ台の面積の値をトンで表したひよう量の値で除した値が〇・一以下のもの
    - ロ ひよう量が〇・五トン以上であって、載せ台の幅が四百ミリメートル以下のもの（イに掲げるものを除く。）
  - 二 第二条第二号イ(3)に掲げるもの



三 第二条第二号ロに掲げるものうち、次に掲げるもの以外のもの

イ ホップースケール

ロ 充填用自動はかり

ハ コンベヤスケール

ニ 自動捕捉式はかり

四 第二条第五号イ(3)に掲げるものうち、粘度が〇・一パスカル秒を超え、又は温度が零下二十度より低く、若しくは五十度を超える燃料油の体積の計量に使用するもの

五 第二条第五号イ(5)に掲げるものうち、圧力が十キロパスカルを超えるガスの体積の計量に使用するもの

六 第二条第五号イ(6)及び(7)に掲げるもの

七 第二条第六号及び第九号に掲げるもの

八 基準器検査証印(その有効期間を経過していないものに限る。)が付されているもの

九 法第二百二条第一項の検査において計量器の校正に用いるもの(前号又は次号に掲げるものを除く。)

十 法第三百三十五条第一項の特定標準器等

十一 法第三百三十五条第一項の特定標準器による校正等をされたもの又はこれに連鎖して段階的に計量器の校正をされたものであって、法第百四十三条第一項の登録を受けた者が法第三百三十六条第二項の計量器の校正等(以下単に「計量器の校正等」という。)の事業に用いるもの

十二 第二条第三号イ(1)に掲げるものうち、気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)第三十五条の証明に用いる温度計であって、同法第九条の検定に合格したもの及び同条の検定に合格するものと気象庁長官が認めたもの

第三章 正確な特定計量器等の供給

(一定期間の経過後修理が必要となる特定計量器)

第十二条 法第五十条第一項の政令で定める特定計量器は、別表第三第二号イ、ロ、ハ(1)及びホ並びに第三号から第六号までに掲げるものとする。

第四章 検定等

(検定の申請)

第十七条 法第七十条の申請書（以下この条において単に「申請書」という。）は、別表第四の上欄に掲げる特定計量器ごとに、法第八十四条第一項（法第八十九条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の表示が付されたもの（第十二条で定める特定計量器であつて法第八十四条第一項の表示が付されてから法第七十一条第二項の経済産業省令で定める期間を経過したものにあつては、法第五十条第一項の表示が付され、かつ、同項の表示が付されてから法第七十一条第二項の経済産業省令で定める期間を経過していないものに限る。）にあつては同表の中欄に、その他のものにあつては同表の下欄に掲げる者に提出するものとする。

2 別表第四の中欄又は下欄に日本電気計器検定所及び指定検定機関（法第十六条第一項第二号イの指定検定機関をいう。以下同じ。）のみが掲げられている場合において、日本電気計器検定所が天災その他の事由によつて当該検定業務を実施できないとき（同表第八号又は第十二号に掲げる特定計量器にあつては、天災その他の事由によつて当該検定業務を実施できないとき、又は日本電気計器検定所法（昭和三十九年法律第五十号。以下「検定所法」という。）第二十三条第二項の規定によつては当該検定業務を実施できないとき）は、前項の規定にかかわらず、当該特定計量器についての申請書は、国立研究開発法人産業技術総合研究所に提出することができるものとする。

（検定証印等の有効期間のある特定計量器）

第十八条 法第七十二条第二項の政令で定める特定計量器は別表第三の上欄に掲げるものとし、同項の政令で定める期間は同表の下欄に掲げるとおりとする。

（型式の承認を行う者）

第二十二条 法第七十六条第一項の承認は、別表第四第九号から第十一号までに掲げる特定計量器については日本電気計器検定所（日本電気計器検定所が天災その他の事由によつて当該承認業務を実施できないときは、国立研究開発法人産業技術総合研究所）が、その他の特定計量器について国立研究開発法人産業技術総合研究所が行う。

（型式の承認の有効期間）

第二十三条 法第八十三条第一項（法第八十九条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、十年とする。  
（指定検定機関の指定の区分）

第二十六条 法第六十六条第一項の政令で定める区分は、次のとおりとする。

- 一 非自動はかり
- 二 ホッパースケール
- 三 充填用自動はかり

- 四 コンベヤスケール
- 五 自動捕捉式はかり
- 六 第二条第三号イ(1)に掲げるガラス製温度計
- 七 ガラス製体温計
- 八 抵抗体温計
- 九 水道メーター及び温水メーター
- 十 燃料油メーター(第五条第四号に掲げるものを除く。以下同じ。)
- 十一 液化石油ガスメーター
- 十二 ガスメーター(第五条第五号に掲げるものを除く。以下同じ。)
- 十三 アネロイド型血圧計
- 十四 積算熱量計
- 十五 最大需要電力計
- 十六 電力量計
- 十七 無効電力量計
- 十八 照度計
- 十九 騒音計
- 二十 振動レベル計
- 二十一 ジルコニア式酸素濃度計、溶液導電率式二酸化硫黄濃度計、磁気式酸素濃度計、紫外線式二酸化硫黄濃度計、紫外線式窒素酸化物濃度計、非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計、非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計、非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計及び化学発光式窒素酸化物濃度計
- 二十二 ガラス電極式水素イオン濃度検出器及びガラス電極式水素イオン濃度指示計

#### 第八章 雑則

(都道府県が処理する事務)

第四十一条 法第十七条第一項、第五十九条、第六十二条第一項、第六十四条、第六十五条及び第六十七条に規定する経済産業大臣の権限に属

する事務は、都道府県知事が行うこととする。

2 法第二百二十七条第一項、第二項及び第四項、第三百三十一条、第三百三十二条並びに第三百三十三条において準用する法第六十二条第一項及び第六十五条に規定する経済産業大臣の権限に属する事務であつて、国の事業所以外の事業所に関するものは、都道府県知事が行うこととする。

3 前項の規定により都道府県知事が法第二百二十七条第一項、第二項及び第四項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務を行う場合においては、同条第二項中「都道府県知事（その所在地が特定市町村の区域にある場合にあつては、特定市町村の長）を経由して、経済産業大臣」とあるのは、「都道府県知事（その所在地が特定市町村の区域にある場合にあつては、特定市町村の長を経由して、都道府県知事）」とする。

4 第一項及び第二項の場合においては、法中当該各項に規定する事務に係る経済産業大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

（事務の区分）

第四十二条 第三十条第一項、第三十一条、第三十二条、第三十五条、第三十六条及び第三十七条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2 前条第二項の規定により都道府県知事が法第二百二十七条第一項、第二項及び第四項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務を行うこととされている場合における同条第二項から第四項までの規定により特定市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

（権限の委任）

第四十三条 法第四十条第一項、第四十二条第一項（法第四十六条第二項において準用する場合を含む。）、第四十四条、第四十五条第一項（法第四十六条第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条第一項、第四十八条、第四十七條第一項、第四十八條第一項及び第四十九條第一項の規定による経済産業大臣の権限であつて、最大需要電力計、電力量計又は無効電力量計の製造又は修理の事業を行う者（当該事業に係る工場若しくは事業場又は事業所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある者に限る。）に関するものは、経済産業局長が行うものとする。ただし、法第四十四条、第四十八条、第四百七条第一項、第四百八条第一項及び第四百九条第一項の規定による権限にあつては、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 法第二百二十七条第一項、第二項及び第四項、第三百三十一条、第三百三十二条並びに第三百三十三条において準用する法第六十二条第一項及び第六十五条の規定による経済産業大臣の権限であつて、国の事業所に関するものは、経済産業局長が行うものとする。

3 前項の規定により経済産業局長が行う適正計量管理事業所の指定を受けようとする者の納付する手数料は、国庫の収入とする。

(政令で定める都道府県又は特定市町村の事務)

第四十四条 法第六十九條の二第一項の政令で定める事務は、前条第二項の規定により経済産業局長が法第二百二十七條第一項、第二項及び第四項の規定による経済産業大臣の権限を行うこととされている場合における同条第二項から第四項までの規定により都道府県が処理することとされている事務とする。

2 法第六十九條の二第二項の政令で定める事務は、前条第二項の規定により経済産業局長が法第二百二十七條第一項、第二項及び第四項の規定による経済産業大臣の権限を行うこととされている場合における同条第二項から第四項までの規定により特定市町村が処理することとされている事務とする。

別表第三(第十二条、第十八条関係)

	特	定	計	量	器	有効期間
	一 積算体積計					
	イ	水道メーター				八年
	ロ	温水メーター				八年
	ハ	燃料油メーター(第三十一条第三号に掲げるものを除く。)				
	(1)	自動車の燃料タンク等に燃料油を充てんするための機構を有するものであって、給油取扱所に設置するもの				七年
	(2)	(1)に掲げるもの以外のもの				五年
	ニ	液化石油ガスメーター				四年
	ホ	ガスメーター				
	(1)	計ることができるガスの総発熱量が一立方メートルにつき九十メガジュール未満であつて、使用最大流量が十六立方メートル毎時以下のもの(前金装置を有するものを除く。)				十年
	(2)	計ることができるガスの総発熱量が一立方メートルにつき九十メガジュール以上であつて、使用最大流量が六立方メートル毎時以下のもの(前金装置を有するものを除く。)				十年
	(3)	(1)又は(2)に掲げるもの以外のもの				七年
	二	積算熱量計				八年
三	最大需要電力計					

<p>イ 電子式のもの</p> <p>ロ イに掲げるもの以外のもの</p>		<p>五年</p> <p>七年</p>
<p>四 電力量計</p> <p>イ 定格電圧が三百ボルト以下の電力量計（変成器とともに使用されるもの及びロ(2)に掲げるものを除く。）</p> <p>ロ 定格電圧が三百ボルト以下の電力量計のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 定格一次電流が百二十アンペア以下の変流器とともに使用されるもの（定格一次電圧が三百ボルトを超える変圧器とともに使用されるものを除く。）</p> <p>(2) 定格電流が二十アンペア又は六十アンペアのもの（電子式のものを除く。）</p> <p>(3) 電子式のもの（イ及び(1)に掲げるものを除く。）</p> <p>ハ イ又はロに掲げるもの以外のもの</p>		<p>五年</p>
<p>五 無効電力量計</p> <p>イ 電子式のもの</p> <p>ロ イに掲げるもの以外のもの</p>		<p>五年</p> <p>七年</p>
<p>六 照度計</p>		<p>二年</p>
<p>七 騒音計</p>		<p>五年</p>
<p>八 振動レベル計</p>		<p>六年</p>
<p>九 濃度計</p> <p>イ ガラス電極式水素イオン濃度検出器</p> <p>ロ ガラス電極式水素イオン濃度指示計</p> <p>ハ イ又はロに掲げるもの及び酒精度浮ひよう以外のもの</p>		<p>二年</p> <p>六年</p> <p>八年</p>
<p>別表第四（第十七条、第二十二條、第二十四條関係）</p>		
<p>特 定 計 量 器</p>	<p>型式の承認に係る表示が付されたもの</p>	<p>型式の承認に係る表示が付されていないもの</p>
<p>一 タクシーメーター</p>	<p>その特定計量器の所在地を管</p>	<p>国立研究開発法人産業技術</p>

	<p>轄する都道府県知事（以下この表において単に「都道府県知事」という。）</p>	<p>総合研究所（以下この表において「産業技術総合研究所」という。）</p>
<p>二 質量計</p> <p>イ 非自動はかりのうち、ばね式指示はかり及び検出部が電気式のもの</p> <p>ロ イに掲げるもの以外の非自動はかり</p> <p>ハ 分銅及びおもり</p>	<p>都道府県知事又は指定検定機関</p> <p>都道府県知事又は指定検定機関</p> <p>都道府県知事</p>	<p>産業技術総合研究所又は指定検定機関</p> <p>産業技術総合研究所又は指定検定機関</p> <p>都道府県知事</p>
<p>三 温度計</p> <p>イ 第二条第三号イ(1)に掲げるガラス製温度計のうち、計ることができる最高の温度が二百度を超えるもの</p> <p>ロ イに掲げるもの以外のガラス製温度計</p> <p>ハ 抵抗体温計</p>	<p>産業技術総合研究所又は指定検定機関</p> <p>都道府県知事又は指定検定機関</p> <p>都道府県知事又は指定検定機関</p> <p>都道府県知事又は指定検定機関</p>	<p>産業技術総合研究所又は指定検定機関</p> <p>都道府県知事又は指定検定機関</p> <p>産業技術総合研究所又は指定検定機関</p>
<p>四 皮革面積計</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>都道府県知事</p>
<p>五 体積計</p> <p>イ 積算体積計（第五条第三号から第五号までに掲げるものを除く。）</p> <p>ロ 量器用尺付タンク</p>	<p>都道府県知事又は指定検定機関</p> <p>都道府県知事</p>	<p>産業技術総合研究所又は指定検定機関</p> <p>都道府県知事</p>
<p>六 密度浮ひよう</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>都道府県知事</p>
<p>七 アネロイド型圧力計</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>都道府県知事</p>

イ 第二条第八号イに掲げるアネロイド型圧力計 ロ アネロイド型血圧計のうち、検出部が電気式のもの ハ ロに掲げるもの以外のアネロイド型血圧計	都道府県知事 都道府県知事又は指定検定機関 都道府県知事又は指定検定機関	産業技術総合研究所 産業技術総合研究所又は指定検定機関 都道府県知事又は指定検定機関
八 積算熱量計	都道府県知事、日本電気計器検定所又は指定検定機関	日本電気計器検定所又は指定検定機関
九 最大需要電力計	日本電気計器検定所又は指定検定機関	日本電気計器検定所又は指定検定機関
十 電力量計	日本電気計器検定所又は指定検定機関	日本電気計器検定所又は指定検定機関
十一 無効電力量計	日本電気計器検定所又は指定検定機関	日本電気計器検定所又は指定検定機関
十二 照度計	日本電気計器検定所又は指定検定機関	日本電気計器検定所又は指定検定機関
十三 騒音計	産業技術総合研究所又は指定検定機関	産業技術総合研究所又は指定検定機関



十四	振動レベル計	産業技術総合研究所又は指定 検定機関	検定機関
十五	濃度計 イ 酒精度浮ひよう ロ イに掲げるもの以外の濃度計	都道府県知事 産業技術総合研究所又は指定 検定機関	都道府県知事 産業技術総合研究所又は指 定 定機関
十六	浮ひよう型比重計	都道府県知事 検定機関	都道府県知事 定検定機関

○計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百六十三号）

内閣は、計量法（平成四年法律第五十一号）第二条第四項、第十六条第一項、第十七条第一項、第五十条第一項、第七十条、第七十二条第二項、第七十六条第一項、第九十一条第二項、第六十六条第一項、第一百五十八条第一項及び第六十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（計量法施行令の一部改正）

第一条 計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 自動はかり

第五条第一号(1)及び(2)を削り、同号に次のように加える。

イ 平方メートルで表した載せ台の面積の値をトンで表したひよう量の値で除した値が〇・一以下のもの

ロ ひよう量が〇・五トン以上であつて、載せ台の幅が四百ミリメートル以下のもの（イに掲げるものを除く。）

第五条中第十一号を第十二号とし、第三号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 第二条第二号ロに掲げるもののうち、次に掲げるもの以外のもの

イ ホッパースケール

ロ 充填用自動はかり

ハ コンベヤスケール

ニ 自動捕捉式はかり

第八条第十号及び第十一号を次のように改める。

十 みりん（次号に掲げる酒類に該当するものを除く。）

十一 酒類（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類（同法第三条第二十二号に規定する粉末酒を除く。）をいう。）

第八条中第十二号から第十七号までを削り、第十八号を第十二号とする。

第十二条中「別表第三第一号イ」を「別表第三第二号イ」に、「第二号から第五号まで」を「第三号から第六号まで」に改める。

第二十六条中第十八号を第二十二号とし、第九号から第十七号までを四号ずつ繰り下げ、同条第八号中「第五条第四号」を「第五条第五号」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第七号を同条第十一号とし、同条第六号中「第五条第三号」を「第五条第四号」に改め、同号を同条第十号とし、同条中第五号を第九号とし、第二号から第四号までを四号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の四号を加える。

二 ホップスケール

三 充填用自動はかり

四 コンベヤスケール

五 自動捕捉式はかり

附則第五条第一項中「定めるもの」の下に「法第七十二条第三項又は第九十六条第三項の規定により表示された年月が平成三十一年三月以前である検定証印等が付されたもの」に限り、「を」を加え、「、当分の間」を削る。

別表第三中第九号を第十号とし、第二号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同表第一号ハ中「第三十一条第三号」を「第四十条第三号」に

改め、同号を同表第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 質量計

イ 自動はかり（ロに掲げるものを除く。）

ロ 法第二百二十七条第一項の指定を受けた者が当該適正計量管理事業所において使用する自動はかり

二年  
六年

別表第四第二号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 自動はかり

産業技術総合研究所又は指定検定  
機関  
産業技術総合研究所又は指定検定  
機関

別表第四第五号イ中「第五条第三号から第五号まで」を「第五条第四号から第六号まで」に改める。  
(計量法関係手数料令の一部改正)

第二条 計量法関係手数料令(平成五年政令第三百四十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる者については、経済産業省令で定めるところにより、実費を勘案して、同表に掲げる金額を減額することができる。

一 経済産業省令で定める機関が作成した法第七十一条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準の全部又は一部に関する試験の結果の証明書を添えて、法第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認を受けようとする者

二 法第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認を受けた型式と重要な部分において異なる型式について、法第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認を受けようとする者

別表第四第一号中「四十八万四千六百円」を「四十万八千六百円」に改め、同表第二号イ(1)中「六十六万九千九百円」を「五十五万九千二百円」に改め、同号イ(3)中「八十七万四千六百円」を「七十六万三千九百円」に改め、同表第五号イ(1)中「五十五万八千八百円」を「四十四万九千九百円」に改め、同号ロ(2)中「充てん機構」を「充填機構」に、「五十八万八千九百円」を「四十四万九百円」に改め、同号ハ中「五十八万八千九百円」を「四十四万九百円」に改め、同号ニ(1)中「六十万七千円」を「四十五万八千三百円」に改める。

別表第四に備考として次のように加える。

備考 上欄に掲げる特定計量器(第一号、第二号イ(1)及び(3)、第五号イ(1)、ロ、ハ及びニ(1)、第七号イ、第八号、第十三号並びに第十号イからトまでに限る。)について法第七十一条第二項の経済産業省令で定める方法に基づき次の各号に掲げる試験を受ける場合にあつては、下欄に掲げる金額に当該各号に定める金額を合算するものとする。

- 一 放射無線周波電磁界イミュニティ試験 十二万三千三百円
- 二 無線周波電磁界によって誘導する伝導妨害に対するイミュニティ試験 五万四千四百円
- 三 サージイミュニティ試験 三万八千六百円
- 四 ソフトウェア制御の電子装置の追加要件試験 八万二千七百円

別表第五備考第一号中「金額と」を「金額に」に、「額とを」を「額を」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

第一条 この政令は、平成二十九年十月一日から施行する。ただし、第一条中計量法施行令第八条の改正規定及び附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

##### (特定計量器の使用に関する経過措置)

第二条 附則別表の第一欄に掲げる特定計量器（次項及び次条において単に「特定計量器」という。）については、計量法（以下「法」という。）第十六条第一項の規定にかかわらず、それぞれ同表の第二欄に掲げる日（次項において「第二欄基準日」という。）前までは、同条第一項第三号の検定証印等（次項において単に「検定証印等」という。）が付されていないものを取引又は証明における法定計量単位による計量に使用し、又は使用に供するために所持することができる。

2 検定証印等が付されていない特定計量器であつて、それぞれ第二欄基準日前から取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されているものは、法第十六条第一項の規定にかかわらず、それぞれ第二欄基準日以後においても、附則別表の第三欄に掲げる日前までは、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用し、又は使用に供するために所持することができる。

##### (特定計量器の検定の開始時期)

第三条 特定計量器については、それぞれ附則別表の第四欄に掲げる日前は、法第十六条第一項第二号イの検定を行わない。

##### (自動はかりの製造又は修理の事業の届出に関する経過措置)

第四条 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の計量法施行令第二条第二号ロに規定する自動はかりの製造又は修理の事業を行っている者についての法第四十条第一項又は第四十六条第一項の規定の適用については、これらの規定中「あらかじめ」とあるのは、「平成三十年九月三十日までに」とする。

##### (特定商品の販売に係る計量に関する政令の一部改正)

第五条 特定商品の販売に係る計量に関する政令（平成五年政令第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第十七号」を「第十一号」に改める。

#### 附則別表

<p>特定計量器（法第二条第四項に規定する特定計量器をいう。）</p>	<p>新たに使用するものについての使用の制限の開始日</p>	<p>既使用のものについての使用の制限の開始日</p>	<p>検定の開始日</p>
<p>一 自動捕捉式ばかり</p>	<p>平成三十四年四月一日</p>	<p>平成三十七年四月一日</p>	<p>平成三十一年四月一日</p>
<p>二 ホッパースケール、充填用自動はかり及びコンベヤスケール</p>	<p>平成三十五年四月一日</p>	<p>平成三十八年四月一日</p>	<p>平成三十二年四月一日</p>